

官報

昭和五十二年五月二十六日

第八十回 衆議院會議録 第三十号

昭和五十二年五月二十六日(木曜日)

議事日程 第二十五号

昭和五十二年五月二十六日

午後一時開議

- 第一 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案(建設委員長提出)
- 第二 農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案(建設委員長提出)
- 日程第二 農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

午後一時五十分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

○議長(保利茂君) 御報告いたすことがあります。永年在職議員として表彰された元議員江田三郎君は、去る二十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において昨二十五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰された江田三郎君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

○議長(保利茂君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

日程第一 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案(建設委員長提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案を議題といたします。

委員長(越前弁明を許します。建設委員長北側

義一君。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔北側義一君登壇〕

○北側義一君 ただいま議題となりました建設委員長提出、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、国際観光文化都市がわが国の国民生活、文化及び国際親善に果たす役割りにかんがみ、これらの都市において特に必要とされる施設の整備を促進するため、国際観光文化都市の整備に関する事業計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な財政上の措置等について規定し、もって国際観光文化都市にふさわしい良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与しようとするもので、その要旨は次のとおりであります。

第一に、国際観光文化都市は、別府国際観光温泉文化都市建設法等の九特別都市建設法が適用される市または町並びにその他これに準ずる市町村をいうものとしております。

第二に、国際観光文化都市の長は、都市公園等の施設の整備に関する事業計画を作成し、その事業の完成に努めることとしております。

第三に、国は、事業計画に基づいて施行される事業については、当該事業の進行状況等を勘案して補助金の交付の決定、その事業に要する経費に充てるため起す地方債については特別の配慮をすることといたしております。

なお、この法律は、昭和六十一年度までの限時法であります。

以上が本案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださるようお願いいたします。

い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(保利茂君) 日程第二、農用地開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長金子岩三君。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔金子岩三君登壇〕

○金子岩三君 ただいま議題となりました農用地開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、参議院から送付されたものであります。その要旨は、

第一に、農畜産物の濃密生産団地の建設事業を拡充するため、農用地とすることの適当な干拓予定地が相当規模の面積で存在する地域において、農用地開発公団が農用地の造成、農業用施設の建設等の事業を行うことができるようにすること、

第二に、八郎潟新農村建設事業団は解散することとし、その一切の権利及び義務は農用地開発公団が承継すること

等であり、四月十二日政府から提案

昭和五十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号 日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 朗読を省略した議長の報告

九七八

案理由の説明を聴取し、五月二十五日参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を行い、同日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○瓦力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題となし、委員長の報告を求め、その審査を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○議長(保利茂君) 日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長八百板正君。

日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔八百板正君登壇〕

○八百板正君 ただいま議題となりました日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、内閣より提出された日本放送協会の決算書類であります。これによれば、昭和四十九年度末現在において、資産総額一千五百四十四億一千七百九十九万九千九百九十九円、負債総額六百五十五億二千九百九十九万九千九百九十九円、資本総額九百九十九億九千九百九十九円となっております。また、損益は、事業収入一千三百三十三億一千五百五十九万九千九百九十九円、事業支出一千三百八十八億四千五百五十九万九千九百九十九円、特別収入及び特別支出を除く経常事業収支においては、四十億四千七百九十九万九千九百九十九円となっております。

なお、本件には、記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されております。

通信委員会におきましては、本件について説明を聴取し、審査を行いました。五月二十六日、討論もなく、採決を行った結果、全会一致をもって本件は異議なきものと議決すべき旨決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席閣僚大臣

郵政大臣 小宮山重四郎君
建設大臣 長谷川四郎君
農林大臣臨時代理 長谷川四郎君

○朗読を省略した議長報告

(条約送付及び通知)

一、去る二十四日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

社債発行限度暫定措置法

(議決通知)

一、去る二十四日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十九年度国税収納金整理資金受払計算書
昭和四十九年度政府関係機関決算書

一、去る二十四日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和四十九年度国有財産増減及び現在額計算書

昭和四十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、去る二十四日、本院は科学技術会議議員に藤井隆君及び村井資長君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は社会保険審査会委員に竹下精紀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は運輸審議会委員に内藤良平君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(報告書及び文書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和五十一年度公害の状況に関する年次報告

公害対策基本法第七条第二項の規定に基づく昭和五十二年において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書

一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百七十六年の国際労働機関第六十一回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書

国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百七十六年の国際労働機関第六十二回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書

一、去る二十四日、内閣を経由して日本銀行政策委員会議長森永貞一郎君から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく昭和五十一年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

(通知書受領)

一、昨二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

律の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律

簡易生命保険法の一部を改正する法律

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

水道法の一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

海上衝突予防法

昭和五十二年の公債の発行の特例に関する法律

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

一、昨二十五日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和五十二年一般会計予算費使用調書(その1)

昭和五十二年一般会計予算費使用調書(その2)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その2)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その3)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その4)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その5)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その6)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その7)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その8)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その9)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その10)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その11)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その12)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その13)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その14)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その15)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その16)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その17)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その18)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その19)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その20)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その21)

昭和五十二年特別会計予算費使用調書(その22)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

通信委員

辞任 山花 貞夫君 補欠 上原 康助君

辞任 山花 貞夫君 補欠 上原 康助君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

辞任 上原 康助君 補欠 山花 貞夫君

農林水産委員

辞任 玉沢徳一郎君 補欠 鹿野 道彦君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

辞任 鹿野 道彦君 補欠 玉沢徳一郎君

付された次の議案を受領した。

公衆浴場法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

公衆浴場法の一部を改正する法律案(田中寿美子君外十名提出、参法第一九号)(予)

社会労働委員会 付託

(衆議院送付)

一、去る二十四日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

水道法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

一、去る二十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

水道法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

一、昨二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案(建設委員長提出)

(衆議院送付)

一、去る二十四日、参議院に送付した条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件

九七九

昭和五十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件
税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件
(議案通知)

一、去る二十四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
社債発行限度暫定措置法案
(議案通知書受領)

一、昨二十五日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
水道法の一部を改正する法律案

一、昨二十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
海上衝突予防法案

昭和五十二年年度の公債の発行の特例に関する法律案
航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十五日、参議院において次の内閣提出案を承諾した旨の通知書を受領した。
昭和五十二年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十二年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十二年年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)
昭和五十二年年度一般会計公共事業等予備費使用調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十二年年度一般会計予備費使用調書(その1)
昭和五十二年年度特別会計予備費使用調書(その1)
昭和五十二年年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)
(答弁書受領)

を承諾した旨の通知書を受領した。
昭和五十二年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十二年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十二年年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)
昭和五十二年年度一般会計公共事業等予備費使用調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十二年年度一般会計予備費使用調書(その1)
昭和五十二年年度特別会計予備費使用調書(その1)
昭和五十二年年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)
(承諾を求めるの件)

昭和五十二年年度一般会計公共事業等予備費使用調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十二年年度一般会計予備費使用調書(その1)
昭和五十二年年度特別会計予備費使用調書(その1)
昭和五十二年年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)
(承諾を求めるの件)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員小川国彦君提出新東京国際空港公団による成田空港の二基の鉄塔の撤去問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木強君提出国立山梨医科大学の早期開設に関する質問に対する答弁書

新東京国際空港公団による成田空港の二基の鉄塔の撤去問題に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十二年四月十二日
提出者 小川 国彦
衆議院議長 保利 茂殿
新東京国際空港公団による成田空港の二基

の鉄塔の撤去問題に関する質問主意書
去る三月十八日付の読売新聞(朝刊三三三)によれば、新東京国際空港公団(以下「公団」と言う)は、三里塚芝山連合空港反対同盟(以下「反対同盟」と言う)に対し、千葉県山武郡芝山町岩山所在の二基の鉄塔(以下「本件鉄塔」と言う)を除去するよう文書により要求したと報じられている。成田空港に係わる本件鉄塔の撤去については、その法的根拠に対し、既に憲法論争もあり、諸種の問題を内包していると聞く。
そこで以下の諸点について事実を明らかにされた上、公団法第三十六條の規定により公団を監督する責務を有する運輸大臣の御見解を賜りたい。ちなみに公団法第三十七條の規定は、運輸大臣に対し公団への立ち入り調査権を認めている。
一 公団は右二基の鉄塔については、昭和四十七年三月、同九月、翌年十月そして今回と都合四回にわたり、反対同盟に対し文書(内容証明郵便)をもつてその除去を申し入れ又は要求し、それに対し反対同盟が何らかの反応(例えば内容証明郵便による返信)を示しているかと聞く。
(1) 公団から反対同盟に送付された右四件の申し入れ又は要求に係わる内容証明郵便の証明されるべき内容のすべてをそれぞれ明らかにされたい。
(2) 右四件の申し入れ又は要求に対する反対同盟からの返信に係わる内容証明郵便の証明されるべき内容のすべてをそれぞれ明らかにされたい。
(3) 右四件以外で除去の申し入れ又は要求が現在までに公団より反対同盟に対してなされているならば、その申し入れ又は要求及びそれに対する反対同盟の反応(返信など)について、その年月日、形式(手段)及び内容のすべてを、それぞれ明らかにされたい。
(4) 除去の申し入れ又は要求を反対同盟以外の者に対し公団が行った事実が現在までにあれば、その申し入れ又は要求及びそれに対する

相手方の反応(返信など)について、その年月日、形式(手段)及び内容のすべてを、相手方の住所・氏名と共に明らかにされたい。
(5) 昭和四十八年十月の除去申し入れ以降去る三月の除去要求に至るまで、何らの除去要求を反対同盟に対し公団が行わず、三年半も放置した理由は何か。
(6) 右において、除去又はその要求の必要性が消滅していたことも理由のひとつとするならば、その必要性が消滅していた原因を明らかにされたい。
(7) 公団からの反対同盟に対する右四件の申し入れ又は要求は、運輸大臣の同意、了解、承認又は追認の下に行われたものなのか、それとも公団独自の責任の下になされたものなのか。

二 昭和四十一年十二月十三日付の新東京国際空港工事実施計画認可申請書(空公計第一二二二)において、予定する飛行場の進入表面、転移表面若しくは水平表面の上に出る高さの物件又はこれらの表面に著しく近接した物件(以下「障害物件」と言う)の有無として、公団は該当する物件なしと記載し、飛行場の設置基準のひとつを定める航空法施行規則第七十九條第一項第一号「飛行場の周辺にある建造物、植物その他の物件であつて、運輸大臣が飛行機の離陸又は着陸に支障があると認めるものがないこと。但し、当該飛行場の工事完成の予定期日までに、当該物件を確実に除去できると認められる場合は、この限りでない。」という要件(以下「一号要件」と言う)に適合するかの如く運輸大臣をして判断せしめ、昭和四十二年一月二十三日付で運輸大臣より右申請に係る認可を受けたが、昭和四十七年四月二十八日付の新東京国際空港工事実施計画変更認可申請書(空公計第三〇号)によれば、障害物件に関する事項についても変更の申請がなされている。変更を必要とする理由と

の鉄塔の撤去問題に関する質問主意書
去る三月十八日付の読売新聞(朝刊三三三)によれば、新東京国際空港公団(以下「公団」と言う)は、三里塚芝山連合空港反対同盟(以下「反対同盟」と言う)に対し、千葉県山武郡芝山町岩山所在の二基の鉄塔(以下「本件鉄塔」と言う)を除去するよう文書により要求したと報じられている。成田空港に係わる本件鉄塔の撤去については、その法的根拠に対し、既に憲法論争もあり、諸種の問題を内包していると聞く。
そこで以下の諸点について事実を明らかにされた上、公団法第三十六條の規定により公団を監督する責務を有する運輸大臣の御見解を賜りたい。ちなみに公団法第三十七條の規定は、運輸大臣に対し公団への立ち入り調査権を認めている。
一 公団は右二基の鉄塔については、昭和四十七年三月、同九月、翌年十月そして今回と都合四回にわたり、反対同盟に対し文書(内容証明郵便)をもつてその除去を申し入れ又は要求し、それに対し反対同盟が何らかの反応(例えば内容証明郵便による返信)を示しているかと聞く。
(1) 公団から反対同盟に送付された右四件の申し入れ又は要求に係わる内容証明郵便の証明されるべき内容のすべてをそれぞれ明らかにされたい。
(2) 右四件の申し入れ又は要求に対する反対同盟からの返信に係わる内容証明郵便の証明されるべき内容のすべてをそれぞれ明らかにされたい。
(3) 右四件以外で除去の申し入れ又は要求が現在までに公団より反対同盟に対してなされているならば、その申し入れ又は要求及びそれに対する

の鉄塔の撤去問題に関する質問主意書
去る三月十八日付の読売新聞(朝刊三三三)によれば、新東京国際空港公団(以下「公団」と言う)は、三里塚芝山連合空港反対同盟(以下「反対同盟」と言う)に対し、千葉県山武郡芝山町岩山所在の二基の鉄塔(以下「本件鉄塔」と言う)を除去するよう文書により要求したと報じられている。成田空港に係わる本件鉄塔の撤去については、その法的根拠に対し、既に憲法論争もあり、諸種の問題を内包していると聞く。
そこで以下の諸点について事実を明らかにされた上、公団法第三十六條の規定により公団を監督する責務を有する運輸大臣の御見解を賜りたい。ちなみに公団法第三十七條の規定は、運輸大臣に対し公団への立ち入り調査権を認めている。
一 公団は右二基の鉄塔については、昭和四十七年三月、同九月、翌年十月そして今回と都合四回にわたり、反対同盟に対し文書(内容証明郵便)をもつてその除去を申し入れ又は要求し、それに対し反対同盟が何らかの反応(例えば内容証明郵便による返信)を示しているかと聞く。
(1) 公団から反対同盟に送付された右四件の申し入れ又は要求に係わる内容証明郵便の証明されるべき内容のすべてをそれぞれ明らかにされたい。
(2) 右四件の申し入れ又は要求に対する反対同盟からの返信に係わる内容証明郵便の証明されるべき内容のすべてをそれぞれ明らかにされたい。
(3) 右四件以外で除去の申し入れ又は要求が現在までに公団より反対同盟に対してなされているならば、その申し入れ又は要求及びそれに対する

の鉄塔の撤去問題に関する質問主意書
去る三月十八日付の読売新聞(朝刊三三三)によれば、新東京国際空港公団(以下「公団」と言う)は、三里塚芝山連合空港反対同盟(以下「反対同盟」と言う)に対し、千葉県山武郡芝山町岩山所在の二基の鉄塔(以下「本件鉄塔」と言う)を除去するよう文書により要求したと報じられている。成田空港に係わる本件鉄塔の撤去については、その法的根拠に対し、既に憲法論争もあり、諸種の問題を内包していると聞く。
そこで以下の諸点について事実を明らかにされた上、公団法第三十六條の規定により公団を監督する責務を有する運輸大臣の御見解を賜りたい。ちなみに公団法第三十七條の規定は、運輸大臣に対し公団への立ち入り調査権を認めている。
一 公団は右二基の鉄塔については、昭和四十七年三月、同九月、翌年十月そして今回と都合四回にわたり、反対同盟に対し文書(内容証明郵便)をもつてその除去を申し入れ又は要求し、それに対し反対同盟が何らかの反応(例えば内容証明郵便による返信)を示しているかと聞く。
(1) 公団から反対同盟に送付された右四件の申し入れ又は要求に係わる内容証明郵便の証明されるべき内容のすべてをそれぞれ明らかにされたい。
(2) 右四件の申し入れ又は要求に対する反対同盟からの返信に係わる内容証明郵便の証明されるべき内容のすべてをそれぞれ明らかにされたい。
(3) 右四件以外で除去の申し入れ又は要求が現在までに公団より反対同盟に対してなされているならば、その申し入れ又は要求及びそれに対する

して「当初の認可申請時には、空港建設反対派の妨害活動が活発に行われ、立入り調査はおろか土地所有者との接触も不可能であった。そのような状況下において入手し得た資料によれば、障害となる物件はないと判断されたが、その後調査の進捗に伴い、障害物件の存在が判明し、かつ、障害となる物件の故意の設置等が行われたため」を挙げている。

- (1) 「その後の調査の進捗に伴い、障害物件の存在が判明し、かつ、障害となる物件の故意の設置等が行われたため」とあるが、
- (イ) 調査の進捗に伴いその存在が判明した障害物件のすべてについて、物件の種類、位置、突出高及びその存在が判明した時期をそれぞれ明らかにされたい。
- (ロ) 右障害物件のうち昭和四十二年一月三十日以後に出現したものはどれか。
- (ハ) 故意の設置等が行われた障害となる物件のすべてについて、物件の種類、位置、突出高及び設置等が行われた時期をそれぞれ明らかにされたい。
- (ニ) 右において設置等の「等」には、どんな内容があるのか。
- (ホ) 「当初の認可申請時には、空港建設反対派の妨害活動が活発に行われ、立入り調査はおろか土地所有者との接触も不可能であった」とあるが、
- (イ) 空港建設反対派が活発に行つたとする妨害活動の態様はどのようなものであつたのか。その種類のすべてを明らかにされたい。
- (ロ) とりわけ芝山町岩山地区での右活動はどのようなものであつたのか。
- (ハ) 芝山町岩山字崩落台二〇二番一五の地番に所在する麻生己一郎氏の所有に係る六百六十一平方メートルの土地が、昭和四十一年十一月十七日付で同氏を含む二十二名による共有地として登記されたが、この事

実は右活動とどのような関係にあつたものといえるのか。

- (イ) 昭和四十三年四月二十二日早朝、芝山町岩山の岩沢藤次、麻生清、麻生慎一及び麻生秀吉の四名を千葉県警備部が傷害の疑いで逮捕していることと聞くが、この事実が右(ロ)における活動とどのような関係にあつたのか。
- (ロ) 右四名は反対同盟に所属していたのか。
- (ハ) 右(イ)における逮捕は、成田空港建設に係わる刑事事件としては何回目のものか。
- (ニ) 右(ロ)における活動は、何時頃から何時頃まで続いたのか、その年月日を示されたい。
- (ホ) 右(ロ)における反対派の活動に係わらず最初の立入り調査が行われたのは何時か、その年月日を示されたい。
- (ロ) 同じく最初に行われた土地所有者との接触は何時か、その年月日及び相手方たる土地所有者の氏名を示されたい。
- (ハ) 運輸大臣は、障害物件に関する事項の変更を必要とする理由について、公団の主張に対し、その妥当性の可否につき、どのような判断を下したのか、根拠を添えて判断の内容を明らかにされたい。
- (イ) 一号要件に抵触する障害物件がありながら認可を受け、その後障害物件の存在をもち出すようなやり方に対し、運輸大臣はどのような適正さを要求するのか。
- (ロ) 一号要件に抵触する障害物件がありながら、運輸大臣は昭和四十七年三月二十七日付で工事実施計画の変更認可を与えているが、
- (イ) 右認可は、一号要件の本文に基づき出したのか。しからば障害物件の存在が、航空機の離陸又は着陸に支障があると認めなかつた理由を具体的に示されたい。
- (ロ) あるいは右認可は同要件の但し書に基づき出したものなのか。しからば、工事完成

の予定期日である六月三十日までのわずかな三月間で障害物件を確実に除去できると認められた理由を具体的に示されたい。

- (イ) 昭和四十七年六月二十七日付の工事実施計画の変更認可(空新第四九号)に当たり、運輸大臣が公団にだまされたといふことはないのである。それとも承知でだまされたのか。
- (ロ) 昭和四十七年四月二十八日付の設置基準と異なる方式による飛行場標識の設置の承認申請について(空公建計第三〇号の二)において、設置基準と異なる方式による飛行場標識を設置する理由として、「A滑走路三四側の航空保安施設設置予定地内に未買収地があり、また反対派の建設した鉄塔その他の物件が、進入表面等の制限表面上に突出し、障害となるため、同側からの着陸接地点を、臨時に七百五十メートル内側に移して運用する必要がある。」を挙げているが、
- (1) 反対派が建設したとする鉄塔その他の物件で進入表面等の制限表面上に突出し、障害となるものすべてについて、物件の種類、位置、制限表面の別、突出高、建設された年月日、その存在の判明した年月日並びにその物件の所有者の住所及び氏名をそれぞれ明らかにされたい。
- (2) 右物件は、A滑走路の三四側の着陸接地点を七百五十メートル内側へ移設することにより一号要件の本文に定める基準に適合するものとなるとしてよいのか。しからざれば、着陸接地点を七百五十メートル移設する原因のひとつとして、右物件の存在を挙げている理由を示されたい。
- (3) 設置基準と異なる方式で設置される飛行場標識の内容を具体的に明らかにされたい。
- (4) 右に係わる工事が実際に開始され、また完了した年月日をそれぞれ示されたい。
- (5) 反対派が建設したとする鉄塔その他の物件が進入表面等の制限表面上に突出し、障害と

なるなどのため、着陸接地点を七百五十メートル内側に移して運用するというA滑走路の供用方式は、何時決定されたものなのか、その年月日を明らかにされたい。

- (イ) A滑走路に係わる右の運用方式によりA滑走路の安全な供用(離着陸)は可能となるのか。しからばその技術的根拠を明らかにされたい。
- (ロ) A滑走路に係わる障害物件の進入表面等に対する突出高は、右の運用方式によりどのような事実上変化しているのか。各障害物件ごとにその突出高の変化を明らかにされたい。
- (3) 本件鉄塔の除去を求める昭和五十二年三月十四日付の公団の要求書(以下「本件要求書」と言う)に対し、反対同盟から公団へ同月三十一日付で釈明要求書が送付されたことと聞く。本件要求書が不適切である故、同要求書に回答する前提として、右釈明要求書は当事者適格及び除去請求権の法的根拠を質しているとも聞く。
- (1) 成田空港の二期工事区域内の地権者(反対同盟)は、昭和五十年三月二十七日、土地の強制収用に法的根拠を与える土地収用法の規定による事業認定処分に関する疑義を質すため、処分権者である建設大臣に公開質問状を出したところ、同年五月十七日付で建設大臣は省内の決済を経て計画局長をして回答書を送付させている。回答の期限が多少遅くはなっているが、建設大臣は手続的には一応ケジメをつけてきている。建設大臣は、いわば民主主義社会における仁義を守ろうとしているが、運輸大臣は反対同盟による右釈明要求書に対し、公団に釈明させるのか。
- (2) 運輸大臣自らが、反対同盟と公団との話し合いの糸口を作り出そうとしないのであれば、その理由は何か。
- (3) それとも、公団は自らの意志と責任で反対同盟の釈明要求に応じるのか。しからざれば

昭和五十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

その理由は何か。

(4) 釈明に応じようとする公団の右対応を、運輸大臣が容認しないのであれば、その理由は何か。

五 本件要求書において公団は、本件鉄塔が航空法第四十九条第一項本文に該当するものであるとして、同条第二項の規定により除去を請求しているが、

(1) 航空法第四十九条第二項による「除去請求権」は、外形的には、航空法第四十条の規定により告示される供用開始の予定期日以降でなければ発生しないのではないのか。しからざれば、その理由は何か。

(2) 本件要求書に「昭和四十二年一月三十日運輸省告示第三十号で示された進入表面」うんぬんとあるが、右告示第三十号(以下「開港告示」と言う)の全文を明らかにされたい。

(3) 供用開始の予定期日は、工事完成の予定期日を当然に前提とし、これによつて規定されている。しかるにA滑走路及びこれに対応する諸施設の工事完成の予定期日は、当初の昭和四十六年三月三十一日から、同四十七年六月三十日、同四十九年十二月一日、同五十年十二月一日、同五十二年十二月一日、さらに同五十二年三月三十一日にそれぞれ変更され、認可を受けているが、現在時点で、これらを前提とした新たな供用開始の予定期日は、決定されていないのではないのか。若し右新たな供用開始の予定期日が告示されているのであれば、その内容を明らかにされたい。

(4) 昭和五十一年二月二十七日の衆議院予算委員会でも阿部昭吾議員の開港告示を変更すべきではないかという質問に答えて、三木首相(当時)は、運輸大臣の「(告示を)そのままで行きたい」という答弁を否定しながら、「やはり阿部君の言われるように告示しなければならぬわけです。……第一期の完成工事というものが済めば、それはできるだけ早く取り

かえますから」と答へ、さらに阿部議員の「開港予定日の法に基づき告示というものは変えますね」という追及にうなづいてみせたのである。福田内閣として年内開港を呼号しているにも係わらず、何故供用開始の予定期日を告示しないのか。

(5) A滑走路が三四側からの進入着陸も含めて、開港告示にあるように四千メートル滑走路として供用開始となる予定期日は一体何時なのか。その年月日を明らかにされたい。

(6) 航空法第四十九条第一項は、土地の空中利用権を制限あるいは剝奪する規定に外ならず、同法第五十条は、水平、転移、進入の各表面から十メートル以上の距離にある土地につき補償手続きを具体的に定めるべき政令が存在しないのであるから、同法第四十九条は、憲法第二十九条第三項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」の規定に違反する違憲の規定ではないのか。しからざれば、その理由を根拠を添えて明らかにされたい。

(7) 右(3)に明らかにとおり、供用開始の予定期日は事実上延期を重ね、現在は明確な供用開始の予定期日が定められていない。このように長期にわたり、何らの補償もなく、進入、転移、水平の各表面以下の土地物件につき制限を課し続ける憲法上の根拠は何か。

六 民事紛争を解決する手段として、民事訴訟(仮処分を含む)を提起するにしても、その原告又は申請人たる請求人資格として、請求権の行使が信義則に従つてなされていなければならぬのはごく当然のことである。請求人にはグリーン・ハンドが要求されるのである。本件に關して言えば、本件空港の建設のひとりの帰結として、本件空港の供用開始の要件を整えるべく、本件鉄塔に対し「除去請求権」を行使せんとするのであれば、本件空港の建設は、当然のことながら適正手続きに従つてなされていなければならぬ。本件空港建設に係わる公団の手が本件空港の建設に關し汚れていてはならないのである。

しからば公団による本件空港の建設は、その位置決定の当初から建設過程を含めて、左の如き違法の数々があり、従つて公団による「除去請求権」の行使は、信義則にもとまるものであり、権利の乱用と言わねばならない。本件空港は、生れも育ちも違法であり、公団の手が余りにも汚れているからである。

(1) 本件空港の建設は、公団法第二条の規定による位置を定める政令が、昭和四十一年七月五日に公布されたことに始まるが、公団法の体系は同政令が昭和四十年に公布されるべきことを要求しているにも係わらず、これを犯し、よつて公団法を改ざん運用し、行政権による立法権の侵害をもち、三權分立を否定破壊し、その結果として本件空港が建設されてきたのではないのか。すなわち、本件空港及び公団が生れながらにして違法であることを認めるか。しからざれば適正手続きにより行われたとする法律上の根拠を明らかにされたい。

(2) 違法に生れた公団による本件空港の建設は、公団法第二十四条第一項に規定される業務開始の法定要件を欠いたまま、違法・無法に強行され、地元農民や関係住民との間に幾多のトラブルを生じさせているが、

(4) 公団は、右業務開始の法定要件である業務方法書の認可を、公団が発足した昭和四十一年七月三十日から五年以上も経過した同四十六年十二月一日に至り、初めて運輸大臣より受けることができたという理由は何か。

はならない。本件空港建設に係わる公団の手が本件空港の建設に關し汚れていてはならないのである。

しからば公団による本件空港の建設は、その位置決定の当初から建設過程を含めて、左の如き違法の数々があり、従つて公団による「除去請求権」の行使は、信義則にもとまるものであり、権利の乱用と言わねばならない。本件空港は、生れも育ちも違法であり、公団の手が余りにも汚れているからである。

(1) 本件空港の建設は、公団法第二条の規定による位置を定める政令が、昭和四十一年七月五日に公布されたことに始まるが、公団法の体系は同政令が昭和四十年に公布されるべきことを要求しているにも係わらず、これを犯し、よつて公団法を改ざん運用し、行政権による立法権の侵害をもち、三權分立を否定破壊し、その結果として本件空港が建設されてきたのではないのか。すなわち、本件空港及び公団が生れながらにして違法であることを認めるか。しからざれば適正手続きにより行われたとする法律上の根拠を明らかにされたい。

(2) 違法に生れた公団による本件空港の建設は、公団法第二十四条第一項に規定される業務開始の法定要件を欠いたまま、違法・無法に強行され、地元農民や関係住民との間に幾多のトラブルを生じさせているが、

(4) 公団は、右業務開始の法定要件である業務方法書の認可を、公団が発足した昭和四十一年七月三十日から五年以上も経過した同四十六年十二月一日に至り、初めて運輸大臣より受けることができたという理由は何か。

(4) 公団は、右業務方法書の認可を受けず、業務開始の法定要件を欠いたまま、本件空港の建設などの業務を遂行することに對し、公団法では罰則が用意されているのではないのか。

(4) 公団は、右業務方法書の認可を受けず、業務開始の法定要件を欠いたまま、本件空港の建設などの業務を遂行することに對し、公団法では罰則が用意されているのではないのか。

(4) 公団は、右業務方法書の認可を受けず、業務開始の法定要件を欠いたまま、本件空港の建設などの業務を遂行することに對し、公団法では罰則が用意されているのではないのか。

(4) 公団は、右業務方法書の認可を受けず、業務開始の法定要件を欠いたまま、本件空港の建設などの業務を遂行することに對し、公団法では罰則が用意されているのではないのか。

か。

(4) 公団は、右業務方法書の認可を受けず、業務開始の法定要件を欠いたまま、本件空港建設業務の一環として、空港予定地の土地買収、本件新空港工事実施計画の認可の申請、土地収用法による新空港建設事業認定申請、公共用地の取得に關する特別措置法による特定公共事業認定申請、収用並びに明渡し裁決の申請、第一次、第二次行政代執行における代執行作業の実施、空港予定地への立入り測量、成田市駒井野字広田の農民放逐塔、地下ごう、建物等に対する仮処分申請及びその執行の実施並びにこれらを実施するための警察機動隊の出動要請をなしたのではないのか。

(4) 右無認可業務を白昼公然と行うために、出動を要請した警察機動隊あるいは公団関係者の行動を阻止しようとした反対派農民、学生らが警察官によつて多数暴行を受け、多数の者が公務執行妨害あるいは威力業務妨害の被疑者として逮捕され、さらには起訴された者が三百名以上にのぼっているが、無認可業務を行つた公団は自ら犯した違法行為に係わるか、かゝる負傷者、被逮捕者、被告人に対して、如何なる責任をとるつもりなのか。

(4) 本件空港は、生れはおろか、公団による建設までが、すなわち本件空港の育ちも違法ではないのか。

(4) 公団は、公団法第二十四条第一項の規定による業務方法書の認可を受けた後も、公団法に違反して業務を行つてきた。公団法第二十条は、公団法第二十条第一項第二号の業務は、航空法の定めるところにより行われなければならないことを要求しているが、右業務である航空保安施設の設置に關し、航空法第五十五条の三第一項の規定による工事実施計画の手続きを事前に行わず、右施設の一部について

(4) 公団は、公団法第二十四条第一項の規定による業務方法書の認可を受けた後も、公団法に違反して業務を行つてきた。公団法第二十条は、公団法第二十条第一項第二号の業務は、航空法の定めるところにより行われなければならないことを要求しているが、右業務である航空保安施設の設置に關し、航空法第五十五条の三第一項の規定による工事実施計画の手続きを事前に行わず、右施設の一部について

(4) 公団は、公団法第二十四条第一項の規定による業務方法書の認可を受けた後も、公団法に違反して業務を行つてきた。公団法第二十条は、公団法第二十条第一項第二号の業務は、航空法の定めるところにより行われなければならないことを要求しているが、右業務である航空保安施設の設置に關し、航空法第五十五条の三第一項の規定による工事実施計画の手続きを事前に行わず、右施設の一部について

(4) 公団は、公団法第二十四条第一項の規定による業務方法書の認可を受けた後も、公団法に違反して業務を行つてきた。公団法第二十条は、公団法第二十条第一項第二号の業務は、航空法の定めるところにより行われなければならないことを要求しているが、右業務である航空保安施設の設置に關し、航空法第五十五条の三第一項の規定による工事実施計画の手続きを事前に行わず、右施設の一部について

(4) 公団は、公団法第二十四条第一項の規定による業務方法書の認可を受けた後も、公団法に違反して業務を行つてきた。公団法第二十条は、公団法第二十条第一項第二号の業務は、航空法の定めるところにより行われなければならないことを要求しているが、右業務である航空保安施設の設置に關し、航空法第五十五条の三第一項の規定による工事実施計画の手続きを事前に行わず、右施設の一部について

(4) 公団は、公団法第二十四条第一項の規定による業務方法書の認可を受けた後も、公団法に違反して業務を行つてきた。公団法第二十条は、公団法第二十条第一項第二号の業務は、航空法の定めるところにより行われなければならないことを要求しているが、右業務である航空保安施設の設置に關し、航空法第五十五条の三第一項の規定による工事実施計画の手続きを事前に行わず、右施設の一部について

変更工事を行った。

(イ) 航空法第五十五条の三第一項の工事実施計画の変更認可の手續きは、事前手續きではないのか。

(ロ) 航空法第四十七条等の罰則が存在しているにもかかわらず、右認可を受けずに航空保安施設を設置すべきでないのではないのか。

(ハ) 航空保安施設たる進入灯などをA滑走路に七百五十メートル食い込んで設置しているのではないのか。

(ニ) 右に係る工事実施計画の変更は、昭和五十一年十一月二十五日に認可されたものではないのか。

(ホ) 右工事が完成した年月日は何時か。

(ヘ) 本件空港の供用開始が遅延した原因のひとつとして、千葉港頭・本件空港間の航空燃料輸送パイプライン(以下「本格パイプライン」と言う)の埋設に失敗したため、暫定輸送計画によることになり、その計画の遅延を挙げているが、いずれのパイプラインの埋設も違法を免れない。

(ロ) 公団は本格パイプラインの埋設工事に当たり、消防法第十一条の設置許可を受けず、また設置許可の申請すらしないで埋設工事に着手するといふ同法第四十二条違反の罪を犯したのではないのか。

(ハ) 公団は本格パイプライン及び暫定パイプラインを設置するに当たり、農地法第五条の農地転用許可を受けないで、埋設工事に着手して同法第九十二条違反の罪を犯したのではないのか。

(ニ) 成田空港の建設過程で発生した仮処分申請事件において、公団は千葉地方裁判所の渡辺桂二裁判長裁判官や鈴木福八陪席裁判官らに誤った事実認識をなさしめ、もって自己に有利な決定を詐取するという訴訟詐欺を行つて

いると聞く。公団は千葉地方裁判所において、違法行為を公然と行つていのであるのか。

(イ) 右裁判官らにより昭和四十六年七月十四日付でなされた仮処分の決定(昭和四十六年(第一〇九号)において、公団は仮処分の必要性として当該用地を取得できれば、昭和四十七年初頭に成田開港が可能となるかの如き主張をなし、当該裁判官らに誤った事実認識をもたせたことによる責任をとるのか。

(ロ) 昭和四十六年七月十四日といえ、千葉港頭・成田空港間の本格パイプラインの埋設ルートが未だ発表されず、ましてや沿線自治体や住民の同意など得られてはいなかった時期ではないのか。

(ハ) 成田開港を可能とするに必要な施設(A滑走路及びそれに対応する諸施設)が、右仮処分決定を詐取したにも係らず、昭和四十七年初頭に至つても完成しなかつた理由は何か。

(イ) 本格パイプラインを埋設するに必要な用地を未取得のまま、またその取得に法的裏付けのある見通しを欠いたまま、従つて、本格パイプラインの完成に法律に裏付けられた確実な見通しを欠いたまま、何故右仮処分決定に係わる土地のみの取得を急いだのか。

(ロ) 右仮処分決定に係わる土地さえ取得できれば、昭和四十七年初頭の開港が可能になると判断した根拠は何なのか。

(ハ) そのルートさえ社会的に決定されていなければ、本格パイプラインが、昭和四十七年初頭に供用可能となつていた根拠を具体的に明らかにされたか。

(ニ) 右側の裁判官らにより昭和四十七年七月三十一日付でなされた仮処分の決定(昭和四十七年(第一四九号)において、公団は右仮処分に係る本格パイプラインの必要性として成田空港の「第一期工事である四千メートル滑走路、航空保安施設等は既に完成し、その余の第一期工事区域内の全施設も近く完成の見込みである」という虚偽の主張をなし、当該裁判官らをして右仮処分に係る本格パイプラインが成田空港に「航空燃料を輸送する高度の必要性に応じ敷設される施設である」など誤った事実認定をなさしめているが、

(イ) 右の如き誤った事実認定を千葉地方裁判所に白昼公然となさしめてしまつたことに對し、公団はどのような責任をとるのか。

(ロ) 既に完成したとする「第一期工事である四千メートル滑走路、航空保安施設等」が本当に完成したのは何時か、その年月日を明らかにされたか。

(ハ) 右の諸施設が現在に至るも完成していないのであれば、その完成の予定時期と根拠を明らかにされたか。

(ニ) 右仮処分において、完成してないにも係らず、何故公団は、「第一期工事である四千メートル滑走路、航空保安施設等は既に完成し」など虚偽の主張をなし、千葉地方裁判所を詐欺にかけたのか。

(ロ) 右仮処分に係る本格パイプラインの敷設に高度の必要性があると千葉地方裁判所に事実認定させたにも係らず、何故右パイプラインのルートを変更してしまつたのか。

(ハ) 千葉市内水道道路工区に係わる本格パイプラインには高度の必要性がないにも係らず、右仮処分決定において、何故、右パイプラインに高度の必要性があると千葉地方裁判所に事実認定させたのか。

(ニ) 右仮処分決定において、本格パイプラインの埋設工事に昭和四十六年十二月二十三日に成田空港内で着手しているにも係らず、公団は「昭和四十七年三月上旬頃被

申請人用地内において航空機燃料輸送パイプラインの埋設工事に着手した。」など何故事実認定させたのか。

(イ) 右仮処分決定において、その設置に必要な消防法第十一条の許可を受けていないにも係らず、公団は千葉市長による市道占用許可を受けただけで、右仮処分に係る本格パイプラインの埋設工事が適正手續を経ているかの如き幻想を作り出した理由は何か。

(ロ) 右仮処分において、公団は自らの埋設工事に係る本格パイプラインの建設が、消防法違反の無許可工事であると何故主張し、事実を明らかにするよう努めなかつたのか。

(イ) 右仮処分決定において、その安全に相当な配慮がなされず、その後告示された石油パイプライン事業法の安全基準に抵触するような代物でしかない本格パイプラインについて、公団は「本件パイプラインの設計、施工、検査に当たつては、その安全性に相当の配慮がなされているもの」など何故事実認定させたのか。

(ロ) 成田空港の建設に係わる代替地業務は当初千葉県がこれを行つてきたが、千葉県による業務遂行が限界に達したためか、これを公団が千葉県から引き継いでいるようであるが、公団法にはこの代替地業務を公団が行うという法的根拠がない。

(ハ) それにも係らず、公団は既に四十八ヘクタールの土地を代替地として取得し、三十八億円を支出している。このうち約六億円については、この代替地を提供する譲渡金として回収が見込まれるが、その差額約三十二億円は、法的根拠のない代替地業務を行うための不正・不当な国費の支出を行つてい

る。しかも、代替地業務を行う法的根拠のない公団には、当然のことながら、一般農地を農地

朗説を省略した議長の報告

昭和五十二年五月二十六日 衆議院会議録第三十号

九八三

昭和五十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長長の報告

法上自由に取得できないことになつてゐるで、悪質不動産業者の行う「中間省略」という脱法行為まで犯してこの業務を行つてきてゐる。

(イ) 公団が千葉県に代わり、代替地業務を行うようになった理由は何なのか。

(ロ) 現在、千葉県には、成田空港用の代替地がどの程度用意されているのか。その代替地は、質・量とも代替地として適切なものと言えるなら、その根拠を示されたい。

(ハ) 代替地業務を当初から千葉県に行わせた理由は何か。

(ニ) 千葉県が行つた代替地業務は適切であつたと言えるか。しからば何故か。

(ホ) 公団が千葉県に代わり、代替地業務を行うようになった時、その前提として何故公団法第二十条の中に代替地業務を設け、かつ、公団法施行令又は農地法令を合せて改正し、公団による一般農地の任意の取得が行えるようにしたのか。

(ヘ) 公団が、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項の規定により、同第一項の規定による第二種区域内の農地又は採草放牧地を取得する場合、農地法令に係わる手続きが不要となる根拠規定は何か。

(ト) 公団が成田空港の敷地若しくは同空港の建設のために必要な道路若しくは線路若しくは同空港の建設に伴い廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するため、又は航空保安施設設置予定地の区域内にある農地若しくは採草放牧地について航空保安施設を設置するため、農地又は採草放牧地を取得する場合、農地法令に係わる手続きが不要となる根拠規定は何か。

(チ) 公団が代替地業務に供するため、農地又は採草放牧地を取得する場合、農地法令に係わる手続きを必要とする根拠規定は何

か。

(リ) 千葉県が代替地業務に供するため、農地又は採草放牧地を取得する場合、農地法令に係わる手続きを必要とする根拠規定は何

か。

(ロ) 公団が反当たり百六十一万円で譲渡しなければならぬ代替地を千二百万円という価格で購入したのは、運輸大臣の了解、承認又は追認があつてのことか。

(ハ) 公団の予算執行の直接の責任者は、公団内では誰か。職名と共に示せ。

(ニ) 右の責任者は、運輸省事務当局としては誰か。職名と共に示せ。

(ホ) 右の責任者は、大蔵省事務当局としては誰か。職名と共に示せ。

(8) 公団は成田空港の四千メートル滑走路及びこれに対応する諸施設を建設するためと称し、新東京国際空港第一期建設事業をデッチ上げ、これに供する起業地を、「現在の東京国際空港の航空交通の状況からみて、(右施設による成田空港の)昭和四十六年度早々の供用の開始が必要不可欠となつてゐる関係上、建設工期が切迫しており、この事業を緊急に施行することを要する」のに必要な用地であるとして、公共用地の取得に関する特別措置法(以下「特措法」と言う)第七条の規定により建設大臣をして特定公共事業認定を昭和四十五年十二月二十八日に誤つてなされしめ、例えば、昭和四十六年九月二十日故小泉よねさんをその居住地から暴力団まがいのやり方であ

たき出した。

(イ) 四千メートル滑走路による成田空港の昭和四十六年度早々の供用の開始が必要不可欠であると建設大臣には主張していたにも係わらず、公団は何故昭和四十七年四月二十八日には右四千メートル滑走路を三千二百五十メートルとして運用する方式に係わる設置基準の承認を運輸大臣から得るよう

申請したのか。

(ロ) 右四千メートル滑走路を三千二百五十メートルとして運用する方式に係わる飛行場灯火については、昭和四十六年七月一日に航空法に違反して着工してゐるところからして、公団内部では四千メートル滑走路を事実上三千二百五十メートルにしてしまふことにつき、昭和四十六年度早々に決定してゐたのではないのか。しからざれば、右運用方式を決定した時期とその根拠を明らかにされたい。

(ハ) 公団は何故昭和四十六年度早々の供用開始のためには三千二百五十メートルの滑走路でよしとしてゐるにも係わらず、右特定公共事業認定の申請では、四千メートル滑走路の昭和四十六年度早々の供用開始が不可欠であると主張して、建設大臣から特定公共事業認定処分を詐取したのか。

(ニ) 四千メートル滑走路を三千二百五十メートル滑走路として運用せざるを得ない理由として、公団による昭和四十七年四月二十八日付の「設置基準と異なる方式による飛行場施設の設置の承認申請について」では、必要用地の未取得を挙げている。

ところで公団による昭和四十五年十一月四日付特定公共事業認定申請書(空公二用対第二九号)に添付された事業計画書では「航空輸送及びその安全性を確保し、また航空機の大規模化、高速化に対処するため、四千メートル滑走路及びこれに対応する諸施設を建設して、昭和四十六年度早々に新空港の供用を開始することは、緊急不可欠である。」と主張し、そのために必要な土地は「昭和四十六年度早々に新空港の供用を開始するため四千メートル滑走路及びこれに対応する諸施設を建設し、これを管理運営するために必要な最小限度の面積である。」として建設大臣から特定公共事業認定

処分を詐取した。

(イ) 四千メートル滑走路として供用開始するには土地の面積が不足してゐるにも係わらず、何故公団は、「四千メートル滑走路及びこれに対応する諸施設を建設し、これを管理運営するために必要な最小限度の面積である。」などと虚偽を主張したのか。

(ロ) 四千メートル滑走路が、それに係わる航空保安施設がなくとも、国際空港としての公益性を発揮する機能を提供するなど公団が判断した理由は何か。

(ハ) 成田空港の四千メートル滑走路が、国際空港として公益性を発揮するには、そこに係わる航空保安施設の設置は機能上必要不可欠ではないのか。しからざれば、その理由を明らかにされたい。

(ニ) 成田空港の四千メートル滑走路が、国際空港として公益性を発揮するには、そこに係わる航空保安施設の設置は、航空法からいつても、必要不可欠ではないのか。しからざれば、航空法上の根拠を添えて、その理由を明らかにされたい。

(ホ) 特定公共事業認定に関する特措法第七条第一号の要件(以下「一号要件」と言う)は、本件に即して言えば、「第一種空港に関するもの」ということになることを運輸大臣は理解できるか。

(ト) この「第一種空港に関するもの」という一号要件には、仮に「第一種空港」という要件に包摂されないとしても、当然のことながら、第一種空港を供用するのに必要不可欠の航空保安施設を含めてもよいものであることを運輸大臣は理解できるか。含めてはいけないとするのであれば、その理由を法律上の根拠を添えて明らかにされたい。

(チ) 一号要件である「第一種空港に関する事業」が必要とする起業地の範囲は、同事業が特措法第七条第四号の要件(以下「四号要

件(と云ふ)として規定される「公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要する」事業であり得るために必要となる規模が規定され、その規模については、さらに、同条第三号の要件(以下「三号要件」と云ふ)「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するもの」から規定されるということを運輸大臣は理解できるか。

(4) 言い替えると一号要件である「第一種空港に関する事業」に係わる起業地には、四号要件を充足するために要求される第一種空港に係わる航空保安施設の設置用地を含んでいない起業地では、三号要件が充足できないということであることを運輸大臣は理解できるか。

(5) 四千メートル滑走路を供用するため必要となる土地を強制収用の対象とし、一部に強制代執行まで行つたにも係わらず、必要用地が不足しているからとして、四千メートル滑走路を三千二百五十メートルとしてしか供用できないことが、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものなどと運輸大臣は判断するの。しかば、その根拠は何か。

(6) 用地が不足し、四千メートル滑走路が三千二百五十メートルでしか供用できないことが昭和四十六年早々に明らかであつたにも係わらず、従つて、建設大臣による特定公共事業認定処分が特措法第七条の要件を欠き、違法・無効であることが明らかであつたにも係わらず、右建設大臣の処分があつたか有効であるかの如く前提とし、同年九月二十日、故小泉よねさんをその居住地からたたき出すような強行を公団は何故行つたのか。

(9) 公団の違法・脱法行為は、以上の事実にと

どまるものではないが、以上の如き違法・脱法を犯している公団において、本件鉄塔の除去を求め得る資格は全くないと思料するが如何。資格ありとするならば、民事紛争を解決する手段としての民法上の根拠を明示されたい。

七 本件要求書で公団は反対同盟を本件鉄塔の除去の被要求者として示しているが、これは被要求者側の当事者資格に対する左記の如き法的無理解に基づくものと思料される。

(1) 昭和四十七年三月以来、本件鉄塔、なかななく大鉄塔については、数万名に及ぶ鉄塔及びその中段に設置された建物に関する共有者が存在するやに聞か、公団が本件鉄塔の本来的所有者である右共有者に、その所有に係わる本件鉄塔の除去を求めて要求しようとする、反対同盟に係る二名に右除去を繰り返し要求せんとする理由は何か。

(2) 昭和四十七年九月及び翌年十月に公団が申し入れた除去請求に対し、反対同盟から出された返信には、本件鉄塔には共有者が存在することが指摘されていたものではなかつたのか。

(3) 物件の所有者の確定には、通常その物件のある土地の所有者の確定から始めるのが常識であるが、本件鉄塔のある土地の所有者に対し、本件物件の所有者が誰であるかを調査したことがあれば、その年月日及びその内容を明らかにされたい。

(4) 本件鉄塔のある土地の所有者に対し、本件物件の所有者の調査をしなくてもよいとするのであれば、その理由を明らかにされたい。

(5) 本件鉄塔の所有権の存在はともかくとして、反対同盟を被要求者として選別指定せんとするのは、反対同盟が、民法上権利能力なき社団と断定したことによるのか。

(6) 右において、権利能力なき社団の法定要件を明らかにされ、次いでその要件と反対同盟

との関係を、根拠を具体的に挙げて示されたい。

(7) 右において、被要求者として委員長戸村一作のみならず、殊に事務局長北原敏治を指名する法的根拠は何か。

八 昭和五十二年四月一日付内閣答弁書(内閣衆質入〇第一号)によれば、進入表面等に係わる障害物件が、極力除去に努められてはきたとするものの、現在供用中の飛行場(空港を含む)にも多々存在することが明らかにされている。右答弁書では、

(1) 航空法第四十条の規定による運輸大臣の告示又は自衛隊法第七十二条第二項の規定による防衛庁長官の告示の時期とは殊に保わらなく、障害物件の除去に努めてきたとしているが、何故、右告示の時期は、除去対策の内容に無関係なのか。

(2) 障害物件の所有者と交渉を進める等により極力除去に努めてきたとしているが、別表一及び同二の各障害物件について、

(4) これまで交渉を進めてきた所有者の氏名を明らかにされたい。但し、所有者が法人、組合などの団体のときは、団体名を明らかにされたい。

(4) 障害物件の存在が判明した年月日、その所有者が判明した年月日、その所有者と除去交渉を開始した年月日及び現在に至るまでの除去交渉の回数をそれぞれ明らかにされたい。

(3) 所有者との交渉等によつては障害物件を除去できる見通しが立たない場合には、訴訟により除去を求めるとなるとしているが、別表一及び同二の各障害物件について、

ば、除去の必要性が発生した段階で、内容証明郵便により一度除去の要求をしただけで除去されなければ、右要件は成立したとするのか。

(4) 右(4)以外の障害物件につき、除去できる見通しの時期をそれぞれ明らかにされたい。

(4) 障害物件があるにも係わらず、現用の飛行場を供用するため安全対策が行われているとしているが、別表一及び同二の障害物件について、

(4) 安全対策として障害物件の存在を前提として航空機の出発進入経路等が定められているものは、どの飛行場のどの障害物件か、そのすべてを示されたい。

(4) 安全対策として障害物件の明示等の措置が講じられているものは、どの飛行場のどの障害物件か。

(5) 現用の飛行場が、障害物件の存在にも係わらず供用されているも、航空法に違背したところにならないのか。しかば、その理由は何か。

(6) 障害物件の存在は、これがただちに航空機の離着陸に支障を及ぼすものではないとして航空法が運用されているとよいのか。

昭和五十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

を示して明らかにされたい。

(10) 東亜国内航空線のD.C.9の右三沢飛行場での離着陸の安全性は、航空法では保証されているとすれば、その根拠は何か。
(11) 右の離着陸が航空法上容認されたものなのか。しからば、その根拠は何か。
右質問する。

昭和五十二年五月二十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員小川国彦君提出新東京国際空港公団による成田空港の二基の鉄塔の撤去問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員小川国彦君提出新東京国際空港公団による成田空港の二基の鉄塔の撤去問題

題に関する質問に対する答弁書

一について
(1)から(4)まで 新東京国際空港公団(以下「公団」という)は、三里塚芝山連合空港反対同盟(以下「反対同盟」という)に対し、千葉県山武郡芝山町山字金垣一八八番二所在の鉄塔(以下「第一鉄塔」という)及び同県同郡同町山字押堀一八八番九所在の鉄塔(以下「第二鉄塔」という)に、除却請求等を行った。これに対し、反対同盟は公団に返信等を送付してきた。
なお、公団から反対同盟以外の者に対し、第一鉄塔及び第二鉄塔の除却請求等を行ったことはない。
公団からの反対同盟に対する除却請求等及びこれに対する反対同盟からの返信等の経緯は、次の表のとおりである。

年月日	種 別	差出人	名 宛	主 要 内 容	受 領
昭和四七・三・三二	右に同じ	右に同じ	右に同じ	第一鉄塔及び第二鉄塔の除却を要求したと。	受領拒否
昭和四七・九・一	右に同じ	右に同じ	右に同じ	第一鉄塔及び第二鉄塔の除却を申し入れたこと。	受領
昭和四七・九・六	内容証明 配達証明 速達	反対同盟 委員長 戸村一作	公団総裁 今井栄文	公団の右の除却請求に は応じられないこと。	受領
昭和四八・一〇・一二	右に同じ	右に同じ	反対同盟事務局長 北原鉦治	第一鉄塔及び第二鉄塔 の除却を申し入れたこと。	受領拒否

昭和四八・一〇・三二	内容証明 速達	反対同盟 事務局長 北原鉦治	公団総裁 今井栄文	公団の右の除却請求に は応じられないこと。	五受領
昭和五二・三・一四	内容証明 配達証明 速達	公団総裁 大塚 茂	反対同盟 委員長 戸村一作	第一鉄塔及び第二鉄塔 の除却を要求したと。	五受領
昭和五二・三・三一	内容証明 配達証明 速達	戸村一作 北原鉦治	公団総裁 大塚 茂	公団の右の除却請求に 関し、釈明を要求した こと。	五受領

(5)及び(6) 第一鉄塔及び第二鉄塔(以下「本件各鉄塔」という)が航空法第四十九条第一項の規定に違反して設置されたものであることから除却を求められている物件であるという事情に何ら変わりはないものである。
(7) 公団の判断において行ったものと聞いている。

(1) 御質問の工事実施計画変更認可申請書によれば、進入表面、転移表面若しくは水平表面の上に出る高さの物件又はこれらの表面に著しく近接した物件は、別表一のとおりである。
これらの物件の存在等は、昭和四十七年四月に至り判明したものであると承知している。

故意の設置等が行われた障害となる物件とは、本件各鉄塔であり、その設置が行われた時期は、第一鉄塔については昭和四十六年五月、第二鉄塔については昭和四十七年三月であると承知している。

なお、「設置等」と記載されたのは、設置に付随する行為を含める意味であつたと承知している。

(2) 新東京国際空港建設予定地及びその周辺

地区では、空港建設反対派によつて立入りの実力阻止等の妨害活動が活発に行われた事情から、芝山町山地区等に立ち入つて進入表面、転移表面若しくは水平表面の上に出る高さの物件又はこれらの表面に著しく近接した物件の調査を行うことは極めて困難な状況であつた。芝山町山地区における最初の立入調査が行われたのは昭和四十五年九月三十日であり、昭和四十七年四月に至り、当該物件の存在等が判明したものであると承知している。

(2) 御質問の刑事事件は、反対同盟に所属していた者による妨害活動の過程において生じたものであり、新東京国際空港建設にかかわる刑事事件としては七件目のものであると承知している。

(3) (4)及び(6) 当初の資料によれば、障害となる物件はないとされていたが、その後の調査の進捗に伴い障害物件の存在等が判明した以上は、工事実施計画を変更することは当然のことであると判断した。

(5) 本件工事実施計画の変更についての審査に当たつては、航空機の離陸又は着陸に支障があると認められた物件は確実に除去することができると認めて、認可したものである。
なお、工事完成の予定期日の変更について

は、工事の進捗よく状況にかんがみ、従前の認可に係る工事実施計画における工事完成の予定期日を一年三か月延伸することを認めたものである。

三について

(一) A滑走路南側の航空保安施設用地の確保が遅れている事情から、公団は同側の着陸接地点を臨時に七百五十メートル内側に移して同滑走路を運用することとしたとして、昭和四十七年四月二十八日に飛行場標識施設について設置基準と異なる方式によることの承認申請に及んだものであると承知している。

同滑走路をそのように運用することとして進入表面、転移表面及び水平表面に変更を生ずることではない。

なお、このように同滑走路を運用すること自体はもとより安全なものである。

(二) 設置基準と異なる方式によることの承認を受けている飛行場標識施設は、指示標識、滑走路中心線標識、滑走路末端標識、接地点標識、接地帯標識及び過走帯標識であり、これらの施設に係る工事は、昭和四十七年六月三十日に完了した。

四について

昭和五十二年三月三十一日付けの釈明要求書については、公団において現在その対応について検討しているところであると聞いている。

(1) 航空法第四十九条第二項の規定により除去を求めることができる物件は、同条第一項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件とされているから、同項に違反する物件が生じたときは、飛行場の設置者は、直ちに当該物件の除去を請求することができ

(2) 昭和四十二年運輸省告示第三十号は、昭和四十二年一月三十日付け官報第一二〇三六号に掲載されている。

(3)、(4)及び(5) 新東京国際空港の供用開始の予定期日は、航空法第五十五条の第三第二項において準用する同法第四十条の規定により、工事実施計画の認可の時点において供用開始が可能であると合理的に予定された日を告示し、及び掲示したものであり、既にその予定期日は経過しているが、可能な限り早期に開港するよう最大限の努力をしているところである。

(6)及び(7) 航空法第四十九条第一項の規定は、公共用飛行場に離着陸する航空機の航行の安全を確保するために物件の設置等を制限するものであるが、財産権に内在する制約の範囲内において財産権の行使が制限されたことに伴い所有者等に生ずる損失に対しては、憲法上は補償の必要がないと解されるから、同条の規定が御質問のように憲法違反のものであるとは考えていない。

なお、新東京国際空港の供用開始が遅れているからといって、同空港に係る同条の規定による物件の制限に憲法上の問題を生ずることではない。

六について

(1) 新東京国際空港公団法(以下「公団法」という。附則第八条は、公団が昭和四十一年三月三十一日以前に設立されることを想定はしているが、同条は単に公団の最初の事業年度の期間を明確にする趣旨の確定的な規定であつて、公団の設立を同日以前に行うべきことを義務付け、あるいは、公団設立の前提である公団法第二条に基づく政令の制定を同日以前に行うべきことまでを義務付けている規定であるとは解されない。したがつて御指摘のような事態は生じていない。

(2) 公団の業務方法書の認可申請が遅れたのは遺憾であるが、業務方法書について認可を受けるべきこととされているのは公団に対する監督上の必要からであり、公団が法令の定め

るところに従つて行つた各種の行為が、公団が業務開始の際業務方法書について認可を受けていなかったからといって、適法ではないとされることは、もとよりない。

(3)

(イ)及び(ロ) 公団が設置する航空保安施設の工事実施計画の認可に関しては航空法第五十五条の第三第一項の定めるところであり、同項後段は、公団が工事実施計画を変更しようとするときは運輸大臣の認可を受けなければならない旨を規定している。

(ハ)及び(ニ) A滑走路南側の着陸接地点を臨時に七百五十メートル内側に移して同滑走路を運用することに伴い移設を要する飛行場燈火に係る工事は、昭和四十九年三月三十一日に完了した。この工事に係る工事実施計画の変更は、昭和五十一年十一月二十五日に認可している。

(4)

(イ) 公団が本件工事を実施したことが、当時の消防法第四十二条第一項第一号に定める要件に該当していたとは認められない。

(ロ) 公団が本格パイプライン用地及び暫定パイプライン用地について農地転用の許可を受けないで工事を行つた件については、その後農地転用の許可を受けたこと等にかんがみ、農地法違反としての刑事手続はなされなかつたものである。

(5)及び(6) 公団は、御指摘の仮処分事件において、当時の認識に基づいて工事の完成の予定等について主張したものであると聞いている。

なお、裁判所の判断に係る事項については、答弁の限りでない。

(7)

(イ)から(ロ)まで 新東京国際空港建設に係る用地買収に当たつては、昭和四十一年七月四日の閣議決定「新東京国際空港位置決定に

伴う施策について」に基づき、営農を継続する意思のある農業者に対しては、国は、千葉県の協力を得て移転先等につき申出者の希望を尊重して所要の代替地を用意することとした。この方針の下に同県が用意した代替地が農業者の移転先として提供されてきたが、その後同県が用意した代替地で農業者の意向に沿うものが少なくなつてきたため、公団においても同県とは別に代替地を確保して提供することとしたものである。

なお、現在同県において保有している土地で、代替地として提供可能なものの面積は、約百五十ヘクタールであると聞いている。

(ロ) 公団の代替地業務は、公団法第二十条に規定する公団の業務の範囲内において農地法令上可能な範囲で行うものである。

(ハ) 農地法第三条第一項第三号、公団法第四十条及び公団法施行令第八條第一項第四号である。

(ニ) 農地法第五条第一項第四号及び同法施行規則第七條第十一号である。

(ロ) 農地法第三条、第五条又は第七十三条である。

(ロ) 都道府県が農地又は採草放牧地を取得する場合に、農地法第三条第一項第三号の規定により許可を要しない。

(ロ) 御質問のような個々の事案については、運輸大臣の了解、承認及び追認は必要とされていない。

(ロ)及び(ロ) 公団の代替地業務に係る予算執行の責任者は、公団総裁であり、現公団総裁は、大塚茂である。

(ロ) 特定公共事業として建設大臣が認定することができ得る事業は、公共用地の取得に関する特別措置法(以下「特措法」という。)第

七条各号のすべてに該当するものであることを要するが、新東京国際空港第一期建設事業は、設置される諸施設及び区域にかんがみれば、その起業地の範囲は適正であると判断し、同条の要件をみたすものとして特定公共事業の認定をしたものであつて、当該認定処分は、もとより違法あるいは無効とされるものではない。

(二) 公団は、その後昭和四十七年六月、飛行場標識施設及び飛行場燈火について、それぞれ設置基準と異なる方式によることの承認を得て、同滑走路南側から進入する航空機に係る着陸接地点を臨時に七百五十メートル内側に移して同滑走路を運用することとしたが、これは、空港建設に対する反対運動等によりA滑走路南側の航空保安施設用地の確保が遅れている事情に基づくものである。

なお、同滑走路は、このような運用の下においても、四千メートル全体が供用されるものであり、同滑走路の長さを三千二百五十メートルとしたことはない。

(三) 新東京国際空港について航空保安施設が必要ないことはいうまでもなく、既にA滑走路の当面の運用に必要な航空保安施設は設置されており、また、当初計画した同滑走路南側の航空保安施設についても早急に設置することとしている。

(四) 新東京国際空港は第一種空港であり、当該空港に必要不可欠な航空保安施設に関する事業は、特措法に基づく特定公共事業の認定の対象となり得るものである。

(9) 公団は、航空法第五十六条において準用する同法第四十九条第二項の規定により、同条第一項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができるものである。

七について
本件各鉄塔は反対同盟が建設し、及び所有するものであると認め、反対同盟の代表者にその除去を求めたものであると聞いている。なお、念のため事務局長にも通知したものであると聞いている。

(1) 告示で示された進入表面等の上に出る高さの物件については、航空機の航行の安全確保の観点から、航空法第四十九条第一項ただし書の承認を受けて設置したもの等を除き、当該物件の設置等の時期にかかわらず極力除去に努めてきたところである。

(2) 及び(4) 御質問に係る障害物件に関する当面の安全対策等は、別表二のとおりである。

(3) 御質問に係る障害物件のうち現在訴訟により除去を求めているものはない。所有者との交渉等によつて除去できる見通しが立つかどうかは、交渉の経過等より個々具体的に判断するほかないと考える。

(5)、(6) 及び(7) 航空法上、飛行場を設置し、又は飛行場について重要な変更を加える場合において飛行場の周辺に航空機の離着陸に支障があると認められる物件があるときは、工事完成の予定期日までに当該物件を除去するこ

とを要するとともに、公共用飛行場については、その設置又は変更につき告示があつた後においては、その告示で示された進入表面等の上に出る高さの物件の設置等は原則として禁止されている。

(8) 航空法第四十九条第一項の規定が、進入表面等の上に出る高さの物件の設置等を原則として禁止しているのは、公共用飛行場に離着陸する航空機の航行の安全を確保する必要からである。

(9)、(10) 及び(11) 三沢飛行場については、航空法による進入地面等は設定されていないが、東亜国内航空線の航空機の離着陸に支障があると認められる物件はないものと判断している。なお、三沢飛行場を利用する東亜国内航空線の航空機の運航については、航空法による規制がなされており、その安全は確保されているものと考えられる。

別表一

物件の所在地	該当物件		進入表面、移転表面、若しは水面、又は陸上への高さの程度	
	種類	数量	進入表面	移転表面、若しは水面、又は陸上への高さの程度
成田市駒井野字高芝661	立木	40本	進入表面上	5.0M
〃 662-1	〃	93〃	進入表面下	0.1M
〃 613	〃	7〃	進入表面上	2.6M
成田市駒井野字寺方534	〃	13〃	〃	1.4M
芝山町岩山字中袋2,016-8	〃	98〃	転移表面上	4.7M
〃 2,016-16	〃	193〃	〃	8.6M
〃 2,016-7	〃	250〃	進入表面上	5.5M
芝山町岩山字崩落台2,012-12	〃	100〃	〃	12.3M
〃 2,012-10	〃	100〃	〃	9.3M
芝山町岩山字大沢60-1	〃	150〃	〃	4.3M
芝山町岩山字崩落台2,012-4	〃	3,230〃	〃	4.7M
〃 2,012-3	〃	150〃	〃	2.1M
芝山町岩山字北谷75	〃	400〃	〃	4.3M
〃 76	〃	400〃	〃	7.2M
芝山町岩山字押堀1,903	〃	260〃	進入表面下	0.1M
〃 1,904	〃	100〃	〃	2.1M
芝山町岩山字長造1,909	〃	60〃	〃	1.3M
〃 1,918	〃	200〃	〃	4.5M
芝山町岩山字長造台2,011-29	〃	277〃	〃	2.3M
〃 2,011-1	〃	250〃	転移表面上	4.3M
〃 2,011-9	〃	700〃	進入表面上	6.5M
芝山町岩山字蟹ヶ谷1,883-1	〃	1,000〃	進入表面下	4.7M
芝山町岩山字金垣1,882-2	鉄塔	1基	進入表面上	9.4M
芝山町岩山字押堀1,898-9	〃	1〃	〃	39.0M

別表二

飛行場名称	表面の名称	物件の種類	物件判明時期	安全対策
東京国際空港	水平表面	煙突 ガスタンク 電線支持鉄塔 吸収塔 精溜塔	昭三〇・ 昭四八・ 昭五〇九・ 一三三九	航空障害燈を設置
大阪国際空港	水平表面	建物 水槽 煙突 アンテナ	昭四六・ 昭五二・ 昭四七・ 昭五〇・ 一一二	航空障害燈を六棟に設置 航空障害燈及び昼間障害標識を設置 航空障害燈及び昼間障害標識を設置
函館空港	進入表面 水平表面	建物 電柱 山	昭四五・ 昭四五・ 七七	進入限界高度を高く設定 障害物件を考慮して進入方式を設定
新潟空港	進入表面 転移表面	建物	昭四五・ 昭四五・ 七七	A滑走路の使用を小型機に限定し、 進入限界高度を高く設定
名古屋空港	進入表面 水平表面	望楼 煙突	昭四六・ 昭五〇・ 二八	進入限界高度を高く設定 航空障害燈及び昼間障害標識を設置
広島空港	進入表面 水平表面	樹木 山 アンテナ 煙突 クレーン	昭四五・ 昭四五・ 昭五〇・ 昭五〇・ 昭四九・ 昭五一・ 一三三三 五	ノータムにより周知 進入限界高度を高く設定 航空障害燈を設置
高松空港	進入表面	油田掘削装置 電線支持鉄塔	昭五〇・ 昭五一・ 一三五	航空障害燈及び昼間障害標識を設置
福岡空港	進入表面 水平表面 転移表面 水平表面	看板 望楼 建物 電柱 樹木 樹木 山 電線支持鉄塔 煙突 建物 ボタ山	昭四七・ 昭四七・ 昭四七・ 昭四七・ 昭四七・ 昭四七・ 昭四七・ 昭四七・ 昭四七・ 昭四七・ 昭四七・ 昭三七・ 一一	進入限界高度を高く設定し、離陸の際の上昇率を指定 進入限界高度を高く設定し、離陸の際の上昇率を指定 周回進入の方向を限定

北九州空港	水平表面	電線支持鉄塔	昭三九・一二〇	航空障害燈を一棟に設置
宮崎空港	進入表面	煙突 建物 アンテナ	昭四九・一三三 昭四九・一一一 昭四七・一五〇	航空障害燈及び昼間障害標識を設置
三宅島空港	転移表面	樹木 電柱	昭四九・二〇七 昭五一・二〇七	ノータムにより周知 障害物件を考慮して進入方式を設定
八丈島空港	転移表面	アスファルト プラント 樹木	昭四九・二〇 昭四九・二〇	ノータムにより周知 障害物件を考慮して進入方式を設定
大島空港	水平表面	山	昭五一・一〇	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
山形空港	転移表面	建物	昭四九・二	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
松本空港	転移表面	樹木	昭四九・二	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
佐渡空港	転移表面	樹木	昭四九・二二	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
青森空港	転移表面	樹木	昭四九・二〇	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
南紀白浜空港	水平表面	山	昭五一・二〇	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
宇部空港	転移表面	建物 家庭用テレビ アンテナ	昭五一・二〇	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
福江空港	水平表面	山	昭五一・二〇	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
屋久島空港	水平表面	山	昭五一・二〇	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
奄美空港	水平表面	山	昭五一・二〇	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
伊江島空港	水平表面	山	昭五一・二〇	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
宮古空港	水平表面	テレビ用鉄塔 アンテナ	昭四八・二二 昭四八・二二	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
石垣空港	水平表面	山	昭四八・二二	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知
与那国空港	水平表面	山	昭四八・二二	ノータムにより周知 航空障害燈を設置し、ノータムにより周知

昭和五十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

場	下総飛行	霞浦飛行	百里飛行	宇都宮飛行	霞目飛行	松島飛行	八戸飛行	大湊飛行	旭川飛行	徳島飛行	美保飛行	札幌飛行
転移表面	転移表面	転移表面	転移表面	転移表面	転移表面	転移表面	転移表面	転移表面	転移表面	転移表面	転移表面	転移表面
樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木
昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二	昭三七・二二

場	硫黄島飛行	新田原飛行	目達原飛行	小松島飛行	防府飛行	明野飛行	浜松飛行	岐阜飛行	入間飛行
水平表面	水平表面	水平表面	水平表面	水平表面	水平表面	水平表面	水平表面	水平表面	水平表面
アンテナ	アンテナ	アンテナ	アンテナ	アンテナ	アンテナ	アンテナ	アンテナ	アンテナ	アンテナ
昭四三・六	昭四三・六	昭四三・六	昭四三・六	昭四三・六	昭四三・六	昭四三・六	昭四三・六	昭四三・六	昭四三・六

弁護士会及び弁護士に対する登録免許税の不
当課税の是正に關する再質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年五月十二日

提出者 鈴木 強

衆議院議長 保利 茂殿
弁護士会及び弁護士に對する登録免許税の
不当課税の是正に關する再質問主意書

さきに、私が昭和五十二年二月二十六日に提出した表題の質問主意書に対する政府の答弁書（内閣衆質入○第九号）は、その内容が簡単なものであるため、なお疑問の点があるので、更に政府の見解を伺いたい。

第一 弁護士会に対する不当課税の是正について
私はさきの質問主意書において、四権分立制度、職能公共団体、職能公務員、弁護士自治権、「日弁連等は自治行政機関であり、課税主体である」という用語を使用した。これらの用語は、現行の法律用語であるから、容易に理解できるはずのものであるのに、政府が、これを誤解して答弁しているのは、憲法及び弁護士法の誤解に基づくものであると考えるので、更に質問する。

一 政府は行政機関の大本であり、日本弁護士連合会(以下日弁連という。)及び弁護士会(以下これらを日弁連等という。)は、行政府及び司法府の権限のうちから、統治権より直接根分けされた狭小な行政権限を持つた国から独立した自治行政機関であり、また、政府には内閣法制局という立派な機関があるのであるから、政府は弁護士法の立法に関与することが少なかつたけれども、同法の解釈については、主権者である国民並びに日弁連等及び弁護士が納得できるような内容の解釈を示して周知すると共に、同法の施行に協力する職責があると考えるが、どうか。

二 弁護士法は、憲法と同様、アメリカ的法律
 学に従つた新しい法理念に基づいて制定され

たため、弁護士法が従来の法曹及び法學者にとつて誠に難解であつたこと、並びに政府が弁護士法の施行につき職務権限を有しないため、同法の解釈を誤解して日弁連等及び弁護士に対し行政上の処遇を誤つた結果、國民の間に右法理念が、未だに定着していないことが認められるが、弁護士法は実定法として三十八年間施行されて來たものであるから、政府と日弁連等は同法の立法趣旨である人権擁護といふ共通の行政目的達成のために協力しなければならぬと考えるが、どうか。

三 弁護士法は立法・行政・司法の三権のほかに職能公共団体自治権ないし弁護士自治権を創設したが、これは憲法の主権在民、基本的人権擁護の基本原則に基づき、国民の代表者である国会が、統治権から行政権及び司法権を根分けして、これを直接、日弁連等及び弁護士に対し「自治権」として委譲したものであると考えるが、どうか。

四 政府は、日弁連等が、国からの委譲に基づいて行っている次の行政事務の内容を、どのように認識し、又はどのように考えるのが、道法ないし正当であると考ええるのか。

(一) 憲法は、「民主主義を維持・発展するた

めには、立法・行政・司法の三權に對立して、國民の側に立つて人權を擁護する弁護士職務・権限を強化することが必要である。」との理念の下に、弁護士（憲法第三十四条、第三十七条）及び弁護士（同第七十七条）という職能人の規定を置いて新弁護士法の制定を予定していたと考えるが、右理念は正しいか。

(二) 政府は、新憲法の実施までに、更にその後、新弁護士法の制定をすることができなかったのは、何故か。

(三) 裁判所法は「優秀な弁護士養成は、主

権在民の原理に基づく国家の責任である。との理念の下に、司法修習生制度を創設し

たので、最高裁判所は弁護士・裁判官・検察官を司法研修所で養成する法曹養成の一元化を、憲法実施と同時に実施したものと考えるが、右理念は正しいか。

四 最高裁判所は、司法修習生の実務修習の責任を弁護士会に委託したが、この法律に

よる委託は、国家が日弁連等に對し、いかなる権限があつてなしたものと考えるか。仮りに、日弁連等が單なる「公益法人」であるならば、費用のかかる右実務修習は、国家が自らなすべきことではないのか。

(四) 司法試験は法務省が、養成は最高裁判所が、実務修習は弁護士会・裁判所・検察庁が行い、弁護士から、いつでも判事・検事に任官できるという法曹一元の制度は、主權在民の原理を実施するための最も効果的な制度であるとして法定されたものであると考えるが、どうか。

(四) 最高裁判所の判事五名を弁護士から任命するといふ慣行は、官憲による人権侵害を是正する最も優れた方法であるとして実現されたものであると考えるが、どうか。

(五) 司法研修所出身の弁護士は二万一千余名

(ハ) 一万一千余名の弁護士は、行政・司法機

閣の上級職員の数よりも多く、定年制のある右職員よりも学識・経験が優れたものであるため、国民の人権を立派に擁護することのできる実力があると考えるが、どうか。

そして、右実力こそ、四権分立制度の基盤をなしているものであり、かつ右制度を維持して行く力であると考えるが、どうか。

(九) 最高裁判所から弁護士会に対し、昭和五十年度に支払われた司法修習生四九〇名の

實務修習委託費は、わずかに一、三三三万円であり、日弁連等は、一、二一八万円の補助金を支出し、個別指導弁護士の出費及び損失は一億円を超えるものであると算定されたが、政府は右の事実を認識していたか。

政府は一日弁連等及び弁護士は國が行う法曹養成についての公用負担をする義務がある。」と考えるか。

(四) 司法修習生制度は、国民のための制度であるから、政府は日弁連等に対し前記の公用負担につき補償をしなければならないと考えるが、どうか。

弁護士が行う弁護士自治権及び日弁連等が行う団体自治権は、弁護士法により國家統治権の一部としての自治権を分与されたものであると考えられているが、右自治権は憲法の國民主権の原理に基づくものであると考ええるが、政府は右及び次のことについてどう考へるか。

(二) 弁護士法は行政法であるので、政府は日弁連等が行う行政につき国会に対し責任を負わねばならないと考えているのか(憲法第六十六条第三項)。

1 政府が右責任を負うとするならば、政府は右責任を負うだけの権能を与えられるのか。

2 仮りに、政府が右責任を負わないとするならば、国の行政機関の大本である政府が右免責を受ける理由は、いかなる法律に基つくものであるのか。

(二) 政府は、弁護士法は、弁護士の使命(法曹

一条)にかんがみ、弁護士を国家機関の監督の下に置くことが妥当でないと考えたからである。」と答弁しているが、そうであるならば、政府は政府のほかに、日弁連等という国家の行政機関の存在を認定したものであるから、四権分立制度は実在するもの

であると考え、どうか。

そして、右制度が実在するからこそ、日弁連等は、その行政権の行使につき国民に対して責任を負っているものであると考えるが、どうか。

(三) 日弁連等及び弁護士は、職能公共団体及びその構成員として、主権者である国民によつて監督されているものであると考えられているが、これは正しいか。

(四) 弁護士は、国民の依頼に基づいて、その代理人又は弁護人となつて法律事務を行うことを職務とする者であるから、必然的に依頼者の信頼に応えなければならない法律関係にあるために、弁護士は「政府及び裁判所によつて監督される必要がある」との法原理に基づいて、弁護士自治権が創設されたものと考え、どうか。

(五) 前号のような国民と弁護士間の法律関係が、弁護士自治権の基盤となつていものであるから、旧憲法時代の右法律関係は、弁護士自治権の創設によつて革命的変革を遂げたものである。

(六) 政府は、日弁連等が行つた公権力の行使による行政行為につき、国が国家賠償責任を負うものであると考へてゐるのか（国家賠償法第一条）。

仮りに、国が右責任を負わないのであるならば、右責任を負う日弁連等は「憲法第十七条の公共団体」に該当する団体ではないのか。

(七) 政府は日弁連等を「公益法人」と断定することによつて国が受ける利益は、日弁連等から前回の質問主意書記載の国税及び地方税を徴収することができる利益以外に、なお、たかさんの利益があるのか。

六 政府は「法が立法・行政・司法の三権のほかに、これと並立する弁護士自治権という第四権を創設したもの」と解すべきでない。」と断

定しているが、右は誤解であつて、法は国民主権に基づき弁護士自治権という第四権を創設したものであると解するのが正当であると考えるが、政府は右及び次のことについてどう考えるか。

(一) 憲法前文は「国政は国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し」とうたつてゐるのであるから、政府が行う行政権は国民の信託によるものであり、日弁連等が行う行政権は法律により政府が行つていた行政権から分割して、統治権から直接分与されたものであるから、政府と日弁連は対等の地位にあると考える。

(二) 政府は、国民に対し権力を行使する地位にある者であり、弁護士は国民を政府の違法な権力行使から擁護する地位にある者であるから、日弁連等は政府と並立する「国家事務を行う行政機関ないし行政庁である」と断定することができ、

(三) 国民は国会議員を選挙し、公務員を任免し、憲法改正を承認する時は国家機関であるのであるから、右同様、日弁連等は、弁護士自治を行う国家機関である。

(四) 政府は、国家作用が立法・行政・司法の三権と右三権に對立する弁護士自治権の四権によつて行われてゐる現行法における実体を、適法かつ正当認定しなければならぬと考える。

(五) 仮りに、前号の考へがおかしいのであるならば、「第四権を創設したもの」と解すべきでない。」との理由及び弁護士法の規定している行政権をどう解するのが正当であるのか。

七 日弁連等が職能公共団体であることは、次の点において認められると考えるが、どうか。

(一) 公共団体は、その特色として次の要件を

備えているものである（佐藤大著・地方自治法、法律学全集第八巻六九頁七七〇頁参照）。

1 団体の設立が国の意思に基づいてい

る。

日弁連等は、弁護士法に基づき弁護士が、その設立を強制された団体である（弁護士法第三十二条、第四十五条）。

2 団体の目的が法律によつて一定され、自らこれを變更することができない（弁護士法第三十一条、第四十五条）。

3 団体の目的達成のために、必要な公権力の行使が認められる（前同条）。

(1) 日弁連は法によつて弁護士の監督・懲戒、懲戒及び登録処分に対する裁決権等の公権力を行使する権限が与えられている。

(2) 政府は右公権力の行使につき「弁護士の使命にかんがみ、弁護士を国家機関の監督の下に置くことが妥当でない」と考へられたからであり、このような事務を行つてゐるからといつて、日弁連等が自治行政機関となるものではない。

「と断定しているが、右は誤解であつて、弁護士に対する監督事務は本来、統治権のうちの行政事務であつたものを、日弁連等が、行政主体として主権在民の憲法の原理に基づき、統治権から分与を受けてなしている公権力の行使を必要とする行政事務であり、日弁連等は、右監督事務を自己の職務、権限として執行しているものである。従つて、日弁連は自治行政機関である。

(3) 政府は「弁護士が行う弁護士自治権は存在しない」と断定しているが、弁護士は昭和二十四年から弁護士自治権を行使しており、日弁連等は同年から

団体自治権に基づいて行政を執行してきたのである。

(4) 政府は、日弁連の準司法裁判権の行使につき「第一審裁判権を日弁連に委譲したものではないことは言うまでもない。」と断定しているが、右は誤解であつて、日弁連が準司法裁判権の行使としてなした裁決に対しては「東京高等裁判所にその取消の訴を提出すること」ができる。」と規定していることは、右裁決が行政事件訴訟に対する第一審地方裁判所の判決に相当する裁決であるからである。

(5) 日弁連が前項の裁決をなすには、日弁連の資格審査会又は懲戒委員会の議決に基づかなければならないのであつて、右各会の委員には、弁護士の委員のほかには東京高等裁判所判事及び最高検察庁検事から各一名づつ、衆議院又は参議院の各法制局長のいずれか一名が委嘱されて裁決の公正を担保しているから、当然に第一審地方裁判所の裁判が省略されるのである。

(6) 法人税法の別表第一の「公共法人」（以下別表第一の公共法人という）の中で、地方公共団体のほかに公権力を行使することができる法人は一つもない。

(7) また、別表第一の公共法人の中で準司法裁判権を行使している法人は一つもない。

(8) 法人税法の別表第二の「公益法人等」の中で、日弁連等と同種の国家的権限を有している公益法人は一つもない。

(9) よつて、日弁連等は統治権に基づく公権力を行使している公共団体であるから、別表第一の公共法人である。

団体の目的達成のために、国から財政

昭和五十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号

朗読を省略した議長長の報告

- 上の特典が与えられると共に、他方では国の特別の関与が行われる。
- (1) 国が地方公共団体に権限を委譲したときには、政府は必ず財源措置を講じなければならない。(地方自治法第二百二十三条)
- (2) 国が日弁連等に権限を委譲したときには、政府は日弁連等に対し何等の財源措置も講じなかつたがこれは誠に不当なことである。
- (3) 政府が右財源措置を講じていたならば、この質問の必要が発生しなかつたのである。
- 5 団体の目的遂行の義務が課せられてい
- (1) 日弁連等は、団体自治に基づき、その行政事務遂行の義務を課せられてい
- (2) 日弁連等は、前記のとおり、弁護士・裁判官・検察官を養成する国家目的の遂行する義務を課せられてい
- 6 団体を任意に解散する自由が認められない。
- 日弁連等は、弁護士を監督・統制し、国民の基本的人権を擁護する国家目的を遂行する公共法人であるから解散の自由がない。
- (1) 日弁連等は前項の1ないし3、5及び6の要件を備えた団体であるから「地域公共団体」として共に、弁護士という職能人を構成員とする社団であるから「職能公共団体」である。
- (2) 政府は「日弁連等を国の行政機関としたものと解すべきではない」と断定しているが、右は誤解であつて、日弁連等は国から委譲を受けた権限に基づき自己の職務・権限として、その構成員である弁護士に対して自治行政を執行しているのであるから、国の行政機関である。
- 1 政府は、国が公共団体に権限を委譲したときには、その委譲を受けた団体は、自己の権限としてその公権力を行使するものであることを誤解している。
- 2 日弁連等は、国の行政事務を行うには、国に本来的な事務を執行していることは、当然である。
- 3 政府は、さきに日弁連と日弁連の権限を比較した時、行政権の委譲と行政事務の委任との差異を認識したはずであるの

に、これを混同して、公共法人と公益法人の識別をしなかつた。

入 地方公共団体及び職能公共団体は「国から独立して公の行政を行つしめるため、国の定めた公共の目的のために存在する団体であり、公の行政主体たる地位を有するものである。一定の地域を基礎とし、その区域内の構成員に対して支配権を有する公共団体である点で、国と同型の団体に属する(前掲後援・地方自治法九頁参照)」と言われているが、右は正しい。

九 政府は「弁護士法」が法令により公務に従事する職員」と規定しているのは、これらの者が刑法第七十一条に規定する公務に従事する職員であることを定めたものである」と答弁しているが、右は誤解であると考えるが、

(1) 政府は「弁護士法」の定める公務員は、本は、公務員ではないのであるが、刑法上だけは、公務員であることにしたのである。」と解しているのだからというのであるなら、誠に可しい。

(2) 日弁連等の公務員は、真正の公務員である。

従つて、当然に刑法第七十一条の公務員となるのである。

(1) 日弁連等の会長・副会長は、毎日公務を執行しているのである。

(2) 従つて、弁護士会館は当然に公務所となるのである。

一〇 政府は「我が国において、国家公務員、地方公務員は、職能公務員というものは存在しない」と答弁しているが、右は明らかに誤解であると考えるが、どうか。

(1) 日弁連等所属の公務員は公権力を行使しているのだから、弁護士法は明確に「公務員とする」と規定しているのだから、現在約千五百名の公務員が実在しているのだから、

(2) 従つて、「職能公務員」というものが存在しないのであるならば、政府は、右公務員を、いかなる名称の公務員とし、また、いかなる団体所属の公務員とする考へであるのか。

一 政府は第三及び第四項に対する答弁において、「法人税法の別表第一の公共法人は、国又は地方公共団体が全額出資する法人に限ることを原則としており、日弁連等を公共法人に追加することは適当でない」と断定して

いるが、右は明らかに弁護士法の誤解であると考えるが、どうか。

(1) 別表第一の公社・公団・公庫は公法上の財団法人であり、また、公社・公団は運送業・建築業などを、公庫は金融業を営む公共法人であるから、いずれも職能公共法人と分類できるのである。

(2) 政府は、行政機関が行う行政には、公権力の行使を必要とする行政と公権力の行使を必要としない行政があることを誤解しているものと考える。

(3) 政府は、日弁連等を「職能公共団体」という「公共法人」と認定することにつき、何等かの差支えがあると考へていようであるが、いかなる差支えがあるのか伺いたい。

四 日弁連等は前述のとおり、実定法上、明白な「公共法人」であるから、政府は日弁連等を法人税法の別表第一の「公共法人」に追加することが適当であると考える。

二 政府は、第五項の地方税法についての答弁において、法人の事業税その他の七種の税については大体同様につき「国又は地方公共団体のほか、国又は地方公共団体が全額出資する法人について全面的に非課税とする」とを原則としており、日弁連等についてこれらの団体と同一に取り扱ふことは適当でない」と断定しているが、右は明らかに法の誤解であると考えるが、どうか。

(1) 日弁連等は公共団体であるから、地方公共団体と同一に取り扱われるべきものである。

(2) 日弁連等は、地方税法の各種の税のそれぞれの特典において、地方公共団体と並んで「非課税の範囲」に規定されなければならぬものと考える。

(3) 大阪、横浜、千葉、東京、静岡、新潟及び新潟県の新潟県は、弁護士会館を新築したときに、不動産取得税、固定資産税を賦課されたが、右各会館は個別にこれが免除申請書を出して、苦勞のうえ、いずれもこれを免除された。

四 政府は、右免除については何等の報告も受けていないと答弁しているが、地方公共団体は弁護士会と密着した生活をしているため、弁護士会の実態をよく認識していたのだから、免除したものである。

従つて、地方公共団体は、すでに、地方税法の運用において、弁護士会を非課税法人として取り扱つていたのであるから、政

府の法解釈より正当な取扱いをしているものと考えるが、どうか。

三 政府は、日弁連等を「登録免許税法別表第二の非課税法人に追加することについては、「日弁連等は、この要件に該当してない」と、別表第二の非課税法人とすることは適当でない」と答弁しているが、右は明白な法の誤解であると考えるが、どうか。

(1) 日弁連等は、実定法上、明白な公共法人である。

(2) 従つて、日弁連等は、別表第二の「非課税法人」とすることが適当であると考えるが、どうか。

(3) 政府は、前項(1)記載の五弁護士会がその新築の弁護士会館につき登録免許税の調達が困難であるために、いずれも所有権保存の登記をしていない事実を知つてゐるが、返りに知つてゐるとすれば右は誠に可しい。必要があると考えるが、どうか。

二 弁護士に対する不当課税の是非について政府は「一、二及び五記載の事実については、現時点で、その事実関係を明らかにすることは困難である」と答弁しているが、右事実関係を認識すれば、本件不当課税がおのづから明白になるものであつたからであつて、右答弁は、政府が日弁連等の行政行為に対して何等の監督統制の権限がなかつたからであつて、従つて、政府は日弁連が行う弁護士登録につき登録税(以下弁護士登録税という)を課税する権限がないのが相当であると考えるが、どうか。

二 政府は、日弁連等が昭和二十四年九月一日から「課税主体になつた」事実については、何等の法解釈も示さなかつたが、公共団体は租税法上、当然に課税主体となるものであるから、日弁連が右同日から弁護士登録の「登録料」という名称に変更して、旧登録税と同額の登録料を徴収することにしたのは、適法であると考えるが、どうか。

(1) 日弁連等は、職能公共団体であるから、課税主体となる資格を有する団体であるから、会費及び登録料という名目で国の行政を行う費用を徴収しているものである。

(2) 弁護士は、日弁連等に強制加入しなければならぬのであるから、右会費及び登録料は強制的に徴収される金銭であるから、租税に該当するものである。

(3) 弁護士は会費を滞納したときは懲戒さ

昭和五十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

れ、退会命令又は除名処分をされるのであるから、右会費は日弁連等によつて強制的に徴収される納付金である。

三 政府は「地方公共団体の長が行う二級建築士の登録につき、登録税を課税する権限がない」と答弁しているが、そうであるならば、公共団体である日弁連が行う弁護士登録につき、政府は登録税を課税する権限がないと断定するのが相当であると考えられるが、どうか。

四 政府は「過去いかなる時点においても二重課税が発生した事実はない」と答弁しているが、日弁連は昭和二十四年九月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間において弁護士登録税を徴収した事実がなかったことは「登録取扱規則」によつて一見明白であるから、政府は現在においても登録税を徴収する権限がないものと考えられるが、どうか。

五 政府が仮りに日弁連を「公益法人」と断定していたとしても、国家機関の監督の及ばない公益法人が取扱いをしている弁護士登録に対して登録税を課税し、これが徴収を命ずることは、税務行政における正義に反することであると考えるが、どうか。

六 福原忠男弁護士著の「弁護士法コンメンタル」(八四頁)は、弁護士登録税の徴収につき「弁護士登録制度の特殊性にかんがみ、と、実質的には二重課税になるものとして、疑問の余地が残されている」と述べているのであるから、政府は右二重課税につき検討する必要があると考えるが、どうか。

七 政府は弁護士登録税については、郵政省主管の印紙収入の款、項、目の収入として予算及び決算に計上しているとのことであるが、政府は弁護士以外の「人の資格の登録税」については、その登録機関から、歳入の予算・決算に関する報告を受けていたが、日弁連からは何等の報告も受けていなかったが、これに督促しても受けていなかったことは、弁護士に対しては弁護士登録税の課税権がないことを認識していたものと考えられるが、どうか。

八 政府は「日弁連は登録税法第二十五条の登記機関であるから、登録するときに、登録税の納付の事実を確認しないまま登録することは許されない」と答弁しているが、右は誠におかしいと考えるので、次の点につき、どうか考えるか、理由を伺いたい。

(一) 日弁連は、政府に対し独立の登録機関であるから、右第二十五条の登記機関には該当しないものである。

(二) 日弁連は、仮りに、弁護士登録税を収入印紙をもつて納付するものがあつても、右収入印紙を消印する職務権限がないものである。

(三) 従つて、日弁連は政府に対し、弁護士登録税の徴収を報告する権限がない。

九 政府は、日弁連の行う行政につき何等の権限もないのであるから、弁護士登録税の規定の削除については、日弁連が議員立法によつて行うべきであると考えているのか、どうか。

一〇 以上述べたところによると、日弁連は課税主体として弁護士登録税に代えて、登録料を徴収しているものであるから、旧登録税法第七条の規定は死文化したものと考えられるので、登録免許税法別表第一の二三三の(一)の規定は削除されなければならないと考えるが、右質問する。

昭和五十二年五月二十四日

衆議院議長 内閣総理大臣 福田 赳夫
衆議院議員 保井 茂殿
衆議院議員 鈴木 邦君提出弁護士会及び弁護士に対する登録免許税の不当課税の是正に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員 鈴木 邦君提出弁護士会及び弁護士に対する登録免許税の不当課税の是正に関する再質問に対する答弁書

第一 日本弁護士連合会及び弁護士会(以下「日弁連等」という)が国から独立した自治行政機関であるとは解されない。

二 政府としては国民の基本的な人権を尊重すべきことはいうまでもない。なお、弁護士法は、人権擁護のため政府と日弁連等が常に協力しなければならぬことを定めているわけではないと考える。

三 弁護士法が、立法、行政、司法の三権のほか、これと並立する職能公共団体自治権又は弁護士自治権という権限を創設したものと解されない。

四 (一) 日本国憲法が立法、行政、司法の三権に對立するものとしての弁護士制度を設けることを予定していたものと解されない。

(二) 現行弁護士法は旧弁護士法の全面改正に

よるものであるが、右改正法律案がいわゆる政府提案とならなかつた理由及び同法律案の作成の経緯については、現時点で十分に事実関係を明らかにすることは困難である。

(三) 司法修習生の制度は、法曹三者がいずれも司法の適正、円滑な運営のため重要な寄与をするものであることにかんがみ、国の機関において統一的に法曹を養成することとが相当であるとの考えの下に創設されたものであつて、これを主権在民の原理と直接に結び付けて考えるのは、必ずしも適切でないと考えられる。

(四) 弁護士会が司法研修所長の委託を受けて弁護士実務修習を担当するものとされているのは、弁護士会の目的に照らして、司法修習生の弁護士実務修習を担当するものとしては弁護士会が最も適切であると認められるからである。費用の点に関しては、後記(五)及び(六)を参照されたい。

(五) 現行の司法修習生に関する制度及び判事・検事の任用制度を直接主権在民の原理と結び付けて考えるのは、必ずしも適切でないと考えられる。

(六) 御質問のような慣行が確立しているか否かは別として、下級裁判所裁判官も含めて弁護士から裁判官を任命するのは、広く裁判官としてふさわしい人材を求めることにあり、御質問のように考えるのは、必ずしも適切でないと考えられる。

(七) 司法研修所出身の弁護士の人数がおおむね御質問のような数字となつたことは、司法研修所制度発足以来の約三〇年間の法曹養成の成果と考える。

(八) 日本国憲法が御指摘のような四権分立制度を採用しているとは考えないし、また、弁護士の人数及び学識経験と行政・司法機関の職員の人数を比較して論ずることが適切であるとは考えない。

(九) 昭和五〇年度において、裁判所から弁護士会が担当する実務修習に対し、司法修習生研修委託費として九三三万四千円余が、そのほか旅費及び謝金が出されてゐることは承知しているが、その他の事実については承知していない。

(十) 弁護士会は、国からの委託に基づき、司法修習生実務修習の支給を受けて司法修習生の実務修習を担当しているの

であり、右委託費のほかに、更に補償をする必要があるとは考えない。

五 弁護士法が、日弁連等及び弁護士に対し、団体自治権及び弁護士自治権という国家統治権を付与したものと解すべきではないから、かかる権限の存在を前提として、日弁連等及び弁護士に対する責任及び国民による監督を考へることはできない。なお、弁護士と依頼者との間の法律関係を根拠として御質問の意味での弁護士自治権の存在を考へることはできず、また、弁護士と依頼者との法律関係が現行弁護士法の施行によつて変化したものとは考えられない。

政府は、日弁連等に対する指揮監督権を有しないから、日弁連等の行為につき、国会に對して責任を負ふことはない。また、国は、日弁連等の行為について、国家賠償責任を負うものではなく、日弁連等は、日本国憲法第一七条の公共団体に該当するものでもない。政府は、日弁連等を税法上の公益法人等と取り扱つてゐるが、これは国が受ける利益を勘案してしたものではない。

六 弁護士法は、弁護士自治権という第四権を創設したものである。また、日弁連等は、政府と對等の地位にあるものではなく、政府と並立する行政機関ないしは行政庁又は弁護士自治を行う国家機関でもない。なお、弁護士法が「第四権を創設したものと解すべきでない」とする理由及び同法が弁護士の登録、資格審査、懲戒等の事務を日弁連等に行わせている趣旨については、前回の答弁書第一に於いての一において述べたことと一致する。

七 御質問は、日弁連等が職能公共団体であることを前提としてゐるが、我が国において、職能公共団体というものは存在しないから、御質問のように考えることはできない。職能公共団体については、御指摘の書物にも何ら記載がなく、我が国においてはかかるものは存在しない。

八 九及び一〇 前回の答弁書第一に於いての二において述べたことと一致する。

一一 前回は答弁したとおり、法人税法の別表第一の公共法人は、国又は地方公共団体が全額出資する法人に限ることを原則としており、日弁連等を公共法人に追加することは適当でない。

一二 地方税について日弁連等を地方公共団体と同一に取り扱うべきものとは考えない。な

お、弁護士会に対して不動産取得税及び固定資産税の減免が行われたケースがあるとして、それは、地方税法第七十三条の三又は第六七条の規定に基づく条項により、それらの地方公共団体がそれぞれの事情の下に減免措置を講じたものであると考える。

二、前回の答弁書第一に於いての七において述べたとおりである。なお、(三)に御指摘のような事実の有無については国が承知すべきことでもないし、現に承知していない。

第二に於いて

一、四、七及び一〇 弁護士登録に対する登録免許税が国税として登録免許税法に定められている以上、課税権限が国にあることは論をまたない。

二及び三 御質問は、日弁連等が職能公共団体であることを前提としているが、我が国においては、職能公共団体というものは存在しないから、御質問のように考えることはできない。

なお、前回の答弁書第二に於いての六(一)は、「二級建築士のような地方公共団体の長の免許等に係るものについては、国の行政機関が資格を与えるものではないので、登録免許税は課税しないこと」としては、答弁しておりました。御指摘のような答弁ではない。

五 日本弁護士連合会の会長には、登録免許税の徴収を命じているのではなく、他の登記機関に対すると同様に、納付の確認等を義務付けているにすぎない。

六 登録免許税は租税であり、弁護士の登録手数料は租税でないことが明白である以上、二重課税になるものではない。

八 登記機関とは、「登記官又は登記以外の登記をする官庁若しくは団体の長(登録免許税法第五十二条第二号)」と定義されており、弁護士登録を行う日本弁護士連合会の会長は、登記機関に該当する。したがって、弁護士登録をするときは、登録免許税の納付の事実を確認し、印紙を消印し、また、大蔵大臣に対し登録免許税の納付額を通知する義務がある。

九 政府の日弁連等に対する監督権限の有無と登録免許税法中の弁護士の登録に関する規定の改正案の提出をどの機関が行うかという問題とは、関係がない。

右答弁する。

国立山梨医科大学の早期開設に関する質問主意書

昭和五十二年五月二十六日 衆議院会議録第三十号

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年五月十三日

提出者 鈴木 強

衆議院議長 保利 茂殿
国立山梨医科大学の早期開設に関する質問主意書

山梨県に国立医科大学を設置して頂きたいという多年にわたる県民の強い願いが認められて、既に昭和四十九年度に設置のための調査費、昭和五十年年度に創設準備調査費、昭和五十一年年度に創設準備費が計上される等格別の御配慮を賜っていることに対しては深く感謝いたしております。

しかし、今日、地元の人々には十分整備されておらず、昭和五十二年年度予算には、悲願であつた創設費計上の措置はとられず県民の不安は増大しています。

よつて私は、次の事項について質問致しますので誠意ある御回答を願ひ、県民の期待に応えられるよう要望してやみません。

一 昭和五十三年度予算には創設費を計上するつもりがあるかどうか。

二 開校の時期をいつにしようとしておられるのか明確にされたい。(昭和五十三年度開学、昭和五十四年度開校という段取りで準備を進めて頂きたいかどうか)。

三 学長、副学長候補者はいつ決めるのか。

右質問する。

昭和五十二年五月二十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿
衆議院議員鈴木強君提出国立山梨医科大学の早期開設に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木強君提出国立山梨医科大学の早期開設に関する質問に対する答弁書

一 及び二に於いて
国立医科大学等の創設については、現在、無医大県解消計画に基づいて既に設置された旭川医科大学等九校について、学年進行に伴つて整備充実を進めていくところである。また、昭和五十一年度創設費を計上し、開学した高知、佐賀及び大分の三医科大学については、昭和五十三年度学生受入れ予定で諸準備を進めているところである。

山梨県に置く国立医科大学の創設については、このような事情をも勘案しつつ、国立医科大学創設の前提となる諸準備の進捗よく状況を

見定めながら、創設費の計上、開学及び学生受入れの時期を判断したい。

三に於いて
山梨県に置く国立医科大学の学長及び副学長(医療担当)の予定者の決定については、昭和五十二年六月初を目途に取り進めている。

右答弁する。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十二年五月二十五日

提出者 建設委員長 北側 義一

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案

第一条 この法律は、国際観光文化都市が我が国の国民生活、文化及び国際親善に果たす役割にかんがみ、これらの都市において特に必要とされる施設の整備を促進するため、国際観光文化都市の整備に関する事業計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に必要となる財政上の措置等について規定し、もつて国際観光文化都市にあつては良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「国際観光文化都市」とは、次に掲げる法律が適用される市又は町並びにこれらの市又は町に準ずる市町村のうち、当該市町村に観光、保養等の目的のため滞在し、又は宿泊する者の総数(以下「流動人口」という)の状況及び当該市町村の財政力が政令で定める基準に適合するもので、政令で指定する市町村をいう。

一 別府国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十一号)
二 伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)
三 熱海国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十三号)
四 奈良国際観光文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十五号)
五 京都国際観光文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十一号)

六 松江国際観光文化都市建設法(昭和二十六年法律第七号)

七 芦屋国際文化住宅都市建設法(昭和二十六年法律第八号)

八 松山国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十六年法律第九号)
九 軽井沢国際観光文化都市建設法(昭和二十六年法律第二百五十三号)

主務大臣は、前項の規定による市町村を指定する政令の制定又は改定の際に、市町村の財政状況、人口、都市計画、中央審議会の議を経なければならない。

(国際観光文化都市の整備に関する事業計画)
第三条 国際観光文化都市の長は、第一条の目的に照らし、かつ、流動人口の状況を考慮して特に必要とされる都市公園、下水道、道路及びその他政令で定める施設の整備に関する事業計画(以下「事業計画」という)を作成し、これを主務大臣に提出しなければならない。

事業計画には、前項の施設の整備に関する事業の概要及び経費の概算並びに流動人口の状況について定めるものとする。

事業計画は、二年ごとに、事業の進行状況等の調査の結果に基づき必要なる改定を行うものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(補助金の交付の決定についての特別の配慮)
第四条 国は、事業計画に基づいて施行される事業(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項に規定する補助事業等であるものに限る)については、当該事業の進行状況、当該国際観光文化都市の財政状況等を勘案して、法令及び予算の範囲内において、補助金の交付の決定について特別の配慮をするものとする。

(地方債についての特別の配慮等)
第五条 国際観光文化都市が事業計画に基づいて施行する事業に要する経費に充てるために起る地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該国際観光文化都市の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

国は、前項に定めるもののほか、事業計画を達成するため必要があると認めるときは、国際観光文化都市に対し、財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

(国等及び国際観光文化都市の長の責務)
第六条 国及び国際観光文化都市の長の責務は、事業計画に基づき事業の促進と完成にでき

昭和五十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号 農用地開発公団法の一部を改正する法律案及び同報告書

る限りの積極的な援助を与えなければならぬ。
2 国際観光文化都市の長は、第一条の目的を達成するため、進んで事業計画に基づく事業の完成に努めなければならない。
附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(この法律の失効)
2 この法律は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失う。
3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項の表都市計画中央審議会の項中「行なうこと」を「行うこと及び国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭和五十二年法律第 号)に基づく権限を行うこと」に改める。

理由
国際観光文化都市が我が国の国民生活、文化及び国際親善に果たす役割にかんがみ、これらの都市において特に必要とされる施設の整備を促進するため、国際観光文化都市の整備に関する事業計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に關し必要な財政上の措置等について規定し、もつて国際観光文化都市にふさわしい良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十二年三月三十一日
衆議院議長 保利 茂殿 河野 謙三

農用地開発公団法の一部を改正する法律
農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第八條中「四人」を「五人」に改める。
第十九條第一項第一号イ中「又は改良」の下に「(ハ)の事業を除く。」を加え、同号ハ中「イ」の下に「又はハ」を加え、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。
ハ 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十

五号)第九十條第三項に規定する事業(以下「開墾事業」という。)により造成されるべき干拓地又は埋立地(以下「干拓予定地」という。)における農用地の造成及びこれと併せて行ふ農業用施設の用に供される土地の造成
第十九條第二項中「若しくはロ」を「からハまで」に改め、同条に次の一項を加える。
3 公団は、前二項の業務のほか、八郎潟新農村建設事業(八郎潟新農村建設事業法(昭和四十九年法律第八十七号)に基づき八郎潟新農村建設事業の業務をいう。)のうち、同法第九十條第一項第一号に規定する土地の整備に係る受益者等に対する費用の賦課徴収並びに同項第四号から第六号までに規定する施設、土地及び機械器具の譲渡に関する業務を行うことができる。
第二十條第一項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、「のすべて」を削り、同項第一号中「低い農用地」の下に「(前条第一項第一号ハの事業を行うべき旨の申出にあつては、農用地とするための適当な干拓予定地)を加え、同項第三号中「申出」を「前条第一項第一号イの事業を行うべき旨の申出にあつては、申出」に改め、同項に次の一項を加える。
四 前条第一項第一号ハの事業を行うべき旨の申出にあつては、その内容が、申出に係る区域で行われる開墾干拓事業につき定められた土地改良事業計画からみて適当であること。
第二十一條第二項中「事業実施計画」を「第十九條第一項第一号イの事業又はこれと併せて行ふ同号ロ若しくはハの事業に係る事業実施計画(以下「一般地域事業実施計画」という。)を」とし、事業実施計画を「一般地域事業実施計画」に、「第十九條第一項第一号イ」を「同号イ」に改め、「(昭和二十四年法律第百九十五号)を削る。
第二十二條第二項及び第三項中「事業実施計画」を「一般地域事業実施計画」に改める。
第二十五條第二項中「災害復旧事業実施計画」を「災害復旧事業実施計画(第十九條第一項第一号イ又はロの事業を行うことにより新設され、又は改良された土地改良施設についての同項第三号の業務に係るものに限る。)を」とし、「第十九條第一項第三号」を「同号」に改める。
第二十六條第一項中「又は第五号の」を「若しくは第五号の業務又は同条第三項に規定する譲渡」に改め、同条に次の一項を加える。
第二十七條第一項中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第二項中「事

業参加資格者」の下に「(負担する費用が第十九條第一項第一号ハの事業又は同号ロの事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設についての同項第三号の業務に要するものである場合にあつては、当該事業又は業務の実施に係る区域内にある土地の所有権を土地改良法第九十四條の八第五項(同法第九十四條の八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により取得した者又はその承継人(以下「干拓地取得者」という。))第四項において同じ。」を加え、「同項の規定」を「前項の規定」に改め、同条に次の二項を加える。
5 第二項に規定する者が第一項の事業又は業務の実施に係る区域の全部又は一部をその地区とする土地改良区の組合員である場合には、同項の都道府県は、その者からの第二項の規定による負担金の徴収に代えて、その土地改良区から当該負担金の額に相当する額の金銭を徴収することができる。
6 土地改良法第三十六條第一項、第二項及び第三項、第三十八條並びに第三十九條の規定は、前項の規定により同項の金銭を徴収される土地改良区の当該経費について準用する。
第二十八條第一項中「又はロ」を「からハまで」に改め、「事業参加資格者」の下に「(同号ハの事業の実施に係る区域内にある土地にあつては、その土地に於ける干拓地取得者)を加え、同条第二項中「土地改良法」を「前条第五項の規定は前項の規定により公団又は都道府県が特別徴収金を徴収する場合について、土地改良法」に改め、同条に次の一項を加える。
8 土地改良法第三十六條の二第二項、第三十八條及び第三十九條の規定は、前項において準用する前条第五項の規定により徴収される金銭について準用する。
第二十九條中「若しくは第四項」を「第四項若しくは第五項(前条第二項において準用する場合を含む。))に改め、同条の次に次の一項を加える。
(徴収の委任)
第二十九條の二 公団は、政令で定めるところにより、第十九條第三項に規定する費用に係る賦課金並びに同項に規定する譲渡に係る施設、土地及び機械器具の対価の徴収を地方公共団体に委任することができる。
第三十條第一項中「及びロの事業」を「からハまでの事業」に、「業務並びに」を「業務及び」に改め、「第五十八條から第六十二條まで、第六十五條第二項及び第三項、第六十四條、第六十五條、及び、第百十三條の三、第百十四條第二

項」を削り、「及びロの事業並びに」を「からハまでの事業及び」に、「第六十三條第一項、第五十八條から第六十二條まで、第六十五條、第百十三條の三、第六十四條、第六十五條並びに第百十四條第二項の規定は公団が行う第十九條第一項第一号イ及びロの事業並びにこれらの事業を行うことにより新設され、又は改良された土地改良施設についての同項第三号の業務について、同法第六十三條第一項に改める。
第三十九條ただし書中「第十九條第一項第四号」の下に「若しくは同条第二項」を加え、「同項第五号」を「同条第四号」に改める。
第六章中第四十四條を第四十四條の二とし、同条の前に次の一項を加える。
(干拓予定地の一時使用)
第四十四條 農林大臣は、公団が干拓予定地に係る第十九條第一項又は第二項の業務を行うために必要とする干拓予定地を、農林大臣の定める条件で、公団に使用させることができる。
2 前項の規定による干拓予定地の使用は、無償とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九條第一項を加える改正規定、第二十六條第一項の改正規定及び第三十九條ただし書の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、昭和五十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。
(八郎潟新農村建設事業の解散等)
第二条 八郎潟新農村建設事業団(以下「事業団」という。)は、前条ただし書に規定する規定の施行の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において農用地開発公団(以下「公団」という。)が承継する。
第三条 事業団の昭和五十二年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日以前に終わるものとする。
2 事業団の昭和五十二年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により公団が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から公団に出資されたものとする。この場合において、公団は、その額により資本金を増額するものとする。

5 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(八郎潟新農村建設事業団法の廃止)
第三條 八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第八十七号)は、廃止する。
(八郎潟新農村建設事業団法の廃止に伴う経過措置)

第四條 旧八郎潟新農村建設事業団法(以下「旧事業団法」という。)第十九条第一項第一号の土地の整備の業務に要した費用の賦課徴収については、旧事業団法第二十三条から第二十五条までの規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項から第三項までの規定及び第五項中「事業団」とあるのは、「農用地開発公団」とする。
2 旧事業団法第十九条第一項第五号に規定する土地の譲渡に係る旧事業団法第二十七条第四項に規定する納付金の国への納付については、なお従前の例による。この場合において、同条第五項中「事業団」とあるのは、「農用地開発公団」とする。

第五條 附則第三條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(特定土地改良工事特別会計法の一部改正)
第六條 特定土地改良工事特別会計法(昭和二十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「基き」を「基づき」に、「八郎潟新農村建設事業団法」を「旧八郎潟新農村建設事業団法」に改める。
第十一條の二中「八郎潟新農村建設事業団法」を「旧八郎潟新農村建設事業団法」に改める。
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第七條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「八郎潟新農村建設事業団」を削る。
(地方税法の一部改正)
第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号及び第七十三條の四第一項第一号中「八郎潟新農村建設事業団」を削る。
第七十三條の五第二項中「八郎潟新農村建設事業団が八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第八十七号)第十九条第一項第五号」を

「農用地開発公団が農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第三項」に改める。
第七十三條の六第一項中(昭和四十九年法律第四十三号)を削る。
第七十三條の七第十三号中「地方住宅供給公社又は八郎潟新農村建設事業団」を「又は地方住宅供給公社」に改め、「八郎潟新農村建設事業団が譲渡した不動産にあつては、政令で定めるものに限る。」を削り、「買戻しの特約」を「買戻しの特約」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十三の二 農用地開発公団がその譲渡した不動産(旧八郎潟新農村建設事業団が譲渡したものを含む)で政令で定めるものを当該不動産に係る譲渡契約の解除又は買戻し特約により取得する場合における当該不動産の取得
第三十四條第二項第二号中「八郎潟新農村建設事業団」を削る。
(所得税法の一部改正)
第九條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表八郎潟新農村建設事業団の項を削る。
(法人税法の一部改正)
第十條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表八郎潟新農村建設事業団の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第十一條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二八郎潟新農村建設事業団の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)
第十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二八郎潟新農村建設事業団の項を削る。
(行政管理局設置法の一部改正)
第十三條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「八郎潟新農村建設事業団」を削る。
(農林省設置法の一部改正)
第十四條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項第二十九号中「水資源開発公

団及び八郎潟新農村建設事業団」を「及び水資源開発公団」に、「行なり」を行うに改める。
(自治省設置法の一部改正)
第十五條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中第十六号の四を削り、第十六号の五を第十六号の四とする。
第十條第一項第九号の三を削る。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案の主な内容は次のとおりである。
(一) 農用地開発公団(以下「公団」という。)が、国営干拓事業により造成されるべき干拓予定地において、農畜産物の濃密生産団地を建設するために、農畜産物の濃密生産団地を建設する等の事業につき規定を整備すること。
(二) 公団の業務の範囲に、旧八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、土地の整備に係る費用の賦課徴収、施設等の譲渡対価の徴収等の業務を加えること。

(三) 公団の業務の範囲に、旧八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、土地の整備に係る費用の賦課徴収、施設等の譲渡対価の徴収等の業務を加えること。
(四) 八郎潟新農村建設事業団は解散するものとす。その一切の権利及び義務は、公団が承継するものとすること。
(五) 公団に併い、八郎潟新農村建設事業団法は廃止するとともに、所要の経過措置等を講ずること。
(六) その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由
本案は、農用地開発公団の業務の範囲を拡大して、新たに、国営干拓地においても同公団の事業を行うことができる途を開くとともに、八郎潟新農村建設事業団の目的の達成に伴い、同事業団を解散し、その一切の権利及び義務を同公団に承継させること等、所要の措置を講ずるものであつて、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

り可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
昭和五十二年五月二十五日
農林水産委員長 金子 岩三
衆議院議長 保利 茂殿
(別紙)
農用地開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民食料の安定的供給を確保するため、農用地の開発をさらに一層推進するとともに、農用地開発公団の行う農畜産物の濃密生産団地の建設事業を計画通り実施するために万全の措置を講ずるものとし、特に本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努めるべきである。

一 干拓予定地を対象とする公団事業の実施に当たっては、地元の意向を十分反映するよう措置するとともに、畜産営農類型を策定するに際しては、干拓予定地及び周辺地域の農業の特性に応じた適正なものとする。
二 公団事業の助成措置については、農家経営の安定を図る見地から今後とも改善に努めること。
三 八郎潟新農村建設事業の完了に伴い、今後とも八郎潟中央干拓地における圃場の整備改善、畑作の営農指導及び土地改良施設の維持管理等について十分配慮すること。
右決議する。

日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
昭和三十二年三月八日
内閣総理大臣 三木 武夫

昭和三十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号
農用地開発公団法の一部を改正する法律案及び同報告書
益計算書及び同報告書

昭和三十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号
農用地開発公団法の一部を改正する法律案及び同報告書
益計算書及び同報告書

昭和三十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号
農用地開発公団法の一部を改正する法律案及び同報告書
益計算書及び同報告書

昭和三十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号
農用地開発公団法の一部を改正する法律案及び同報告書
益計算書及び同報告書

昭和三十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号
農用地開発公団法の一部を改正する法律案及び同報告書
益計算書及び同報告書

内閣総理大臣 三木 武夫殿

50 枚 第 415 号
昭和50年12月5日

会計検査院長 佐藤 三郎郎

日本放送協会昭和49年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和49年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和49年度財産目録

財 産 目 録

昭和50年3月31日現在

科 目	内 容		合 計
	摘 要	金 額	
(資産の部)		円	円
流動資産			29,387,111,640
現金預金	現金	41,919,765	12,019,727,944
	預金	11,977,808,179	
受信料未収金	受信料未収金	3,660,773,623	1,860,773,623
	未収受信料欠損引当金	△ 1,800,000,000	
有価証券	受信料未収金の収納不能見越額金融債ほか		11,499,340,096

貯 蔵 品	前 払 費 用	その他の流動資産	固定資産	有形固定資産	建物	構築物	機械	器具什器	土地
未 収 金	差 入 保 証 金	保 管 有 価 証 券	仮 払 金	建 物	減価償却引当金	構築物	機械	器具什器	減価償却引当金
有価証券利息ほか	建物賃借保証金ほか	集金委託保証預り有価証券	諸立替払金	演奏所、放送所ほか	同上減価償却引当金	空中線設備ほか	放送設備ほか	楽器、事務用什器ほか	同上減価償却引当金
760,983,311	749,081,724	500,000	23,462,496	73,147,931,656	△ 21,111,309,081	33,951,273,766	124,892,318,316	929,838,701	△ 559,004,264
1,533,977,531				124,029,767,935		19,351,663,788	35,901,333,114	370,834,437	14,954,186,266
				122,933,861,293					
				52,036,622,625					

建設仮勘定 無形固定資産	未完成施設			819,221,063
特 定 資 産	施設利用権ほか			1,095,926,642
放送債券償還積立 資産	放送債券償還資 金積立金			886,000,000
繰 延 勘 定				113,916,076
長期前払費用	演義所敷地賃借 料未経過分ほか			31,420,024
放送債券発行差金	放送債券発行差 金未償却額			82,496,052
資 産 合 計				154,416,815,651
(負債の部)				
流 動 負 債	放送債券利息ほ か			16,428,536,009
未 払 金	翌年度分受信料 の収納額			1,774,892,544
受信料前受金				14,292,513,334
その他の流動負債				421,180,131
	前 受 収 益			13,747,623
	預 り 金			71,212,500
	預り有価証券			500,000
	仮 受 金			335,670,008
固 定 負 債				45,091,000,000
放 送 債 券				8,860,000,000
長期借入金				31,781,000,000
退職手当引当金				4,450,000,000
負 債 合 計				61,519,536,009

2 昭和49年度貸借対照表

貸 借 対 照 表		昭和50年3月31日現在	
(科 目)	(金 額)		
流 動 資 産			
現金預金			12,019,727,944
受 信 料 未 収 金			3,660,773,623
未収受信料欠損引当金			△ 1,800,000,000
有 価 証 券			1,860,773,623
貯 蔵 品			11,489,340,096
前 払 費 用			122,984,496
その他の流動資産			2,350,357,950
流 動 資 産 合 計			1,633,977,531
固 定 資 産			29,387,111,640
有 形 固 定 資 産			
建 物			73,147,381,656
建物減価償却引当金			△ 21,111,309,081
構 築 物			33,951,273,766
構築物減価償却引当金			△ 14,599,609,978
機 械			124,892,318,316
機械減価償却引当金			△ 88,990,985,202
器具什器			929,388,701
器具什器減価償却引当金			△ 559,004,264
土地			370,384,437
建設仮勘定			14,954,186,266
無形固定資産			319,221,063
無形固定資産			1,095,926,642

特 定 資 産 合 計	124,029,787,935
放送機材償還積立資産	886,000,000
繰 延 勘 定	
長期前払費用	31,420,024
放送機材発行差金	82,496,052
繰 延 勘 定 合 計	113,916,076
資 産 合 計	154,416,815,651
(負債の部)	
流 動 負 債	
未 払 金	1,774,892,544
受信料前受金	14,282,513,334
その他の流動負債	421,130,131
流 動 負 債 合 計	16,428,536,009
固 定 負 債	
放 送 機 材	8,860,000,000
長期借入金	31,781,000,000
退職手当引当金	4,450,000,000
固 定 負 債 合 計	45,091,000,000
負 債 合 計	61,519,536,009
(資本の部)	
資 本	75,000,000,000
積 立 金	21,920,172,519
当期事業収支差金	△ 4,022,892,877
資 本 合 計	92,897,279,642
負 債 資 本 合 計	154,416,815,651

3 昭和49年度損益計算書

損 益 計 算 書

昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで

科 目	金 額
経 常 事 業 収 入 料	122,474,720,355
受 信 金 収 入	293,082,340
交 付 金 収 入	8,018,547,264
雑 収 入	
経 常 事 業 支 出 与	129,833,782,545
給 内 放 送 費	49,776,442,341
国 際 放 送 費	31,073,430,327
国 営 業 研 究 費	810,677,628
管 理 費	14,732,394,028
調 査 費	1,711,164,908
減 価 償 却 費	14,305,035,224
管 理 費	13,983,769,966
減 価 償 却 費	3,490,867,623
財 務 費	
経 常 事 業 収 支 差 金	△ 4,047,482,086
特 別 収 入	1,035,960,579
特 別 収 入	769,066,702
固 定 資 産 売 却 益	3,260,531
固 定 資 産 受 贈 益	268,633,346
過 年 度 損 益 修 正 益	
特 別 支 出	1,011,371,370
特 別 支 出	365,112,780
固 定 資 産 売 却 損	32,401,085
固 定 資 産 除 却 損	613,857,505
過 年 度 損 益 修 正 損	
当 期 事 業 収 支 差 金	△ 4,022,892,877

4 昭和49年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和49年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及とすべした放送の実施に努めるとともに、極力受信者の開発と事業運営の合理化を図り、放送を通じて国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額1,544億1,681万5千円に対し、負債総額615億1,953万6千円、資本の部における資本750億円、積立金219億2,017万3千円、当期事業収支差金△40億2,289万3千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入1,257億8,630万円に対し、経常事業支出は1,238億3,378万2千円であり、差し引き経常事業収支差金は△40億4,748万2千円である。

これに特別収入10億3,596万1千円を加え、特別支出10億1,137万2千円を差し引いた当期事業収支差金は△40億2,289万3千円である。

なお、収入支出の決算においては、上記の損益に東京放送会館売却収入の一部を当年度事業安定のための資金として特別収入に受け入れた84億9,300万円を加え、事業収入は1,303億1,526万1千円となり、事業支出1,308億4,515万4千円を差し引き、事業収支差金は△5億2,989万3千円となっている。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録および貸借対照表

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の1,580億8,664万7千円に比べ36億6,983万2千円減少し、1,544億1,681万5千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和48年度末		昭和49年度末		増減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動資産	32,355,186	20.5	29,387,111	19.0	△ 2,968,075
固定資産	124,767,158	78.9	124,029,788	80.3	△ 737,370
特定資産	886,000	0.6	886,000	0.6	0
繰延勘定	78,303	0.0	113,916	0.1	35,613
合 計	158,086,647	100.0	154,416,815	100.0	△ 3,669,832

イ 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の323億5,518万6千円に比べ29億6,807万5千円減少し、293億8,711万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和48年度末	昭和49年度末	増減
現金預金	13,987,756	12,019,728	△ 1,918,028
受取金	1,533,471	1,860,774	327,303
有価証券	14,883,804	11,489,340	△ 3,394,464
貯蔵品	92,354	122,934	30,580
前払費用	549,584	2,350,858	1,800,774
その他の流動資産	1,348,217	1,583,977	185,760
合 計	32,355,186	29,387,111	△ 2,968,075

注1 現金預金

(単位 千円)

区分	金額	摘要
現金	41,920	
預金	11,977,808	
合 計	12,019,728	

注2 受取料未収金

(単位 千円)

区分	金額	摘要
受取料未収金	3,660,774	当年度末の受取料未収額
未収受取料欠損引当金	△ 1,800,000	翌年度における収納不能見越額
合 計	1,860,774	

注3 有価証券

(単位 千円)

区分	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
金	政府	7,454,000	7,417,654	7,417,654	国債
政	府	2,538,000	2,512,197	2,512,197	国債
電	信	1,424,230	1,420,239	1,420,239	電力債券
事	業	150,000	149,250	149,250	電力債券
合	計	11,561,230	11,499,340	11,499,340	

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要
イン	ル	99,316	放送用機器
放	送	22,253	放送用機器
被	服	1,365	放送用機器
合	計	122,934	

注5 前払費用

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要
長期	借入金	483,955	長期借入金
翌年	度	724,492	翌年度受入金
翌年度	受入金	900,266	翌年度受入金
その他	の前払費用	231,645	自動車損害賠償責任保険料ほか
合	計	2,350,358	

注6 その他の流動資産

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要
未	入	760,983	有価証券利息ほか
差	保	749,032	建物賃借保証金ほか
保	管	500	基金委託保証預り有価証券
仮	払	23,462	諸立替払金
合	計	1,533,977	

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区分	分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	繰上償却累計額	差引当年度末高
有形	固定資産	238,400,876	14,001,778	4,207,884	248,194,770	125,260,908	122,933,861
建物		72,135,723	1,154,149	201,941	73,147,931	21,111,309	52,036,622
構築物		30,013,911	4,099,380	161,967	33,951,274	14,599,610	19,351,664
機械		120,116,829	8,221,457	3,445,967	124,892,319	88,990,986	35,901,333
器具什器		927,354	9,087	6,602	929,839	559,004	370,835
土地		14,844,986	201,473	92,288	14,954,186	—	14,954,186
建設仮勘定		302,063	316,282	299,124	319,221	—	319,221
無形固定資産		1,310,052	123,715	7,137	1,426,630	380,708	1,045,922
合	計	239,710,928	14,125,493	4,215,021	249,621,400	125,501,612	124,029,788

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、187億6,108万5千円であり、これは総合、教育テレビビジョン局の建設、放送設備の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビビジョン局建設工事等未完成のものである。

(ロ) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	昭和48年度末	昭和49年度末	増減
放送債券償還積立資産		886,000	886,000	886,000

(ハ) 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の7,830万3千円に比べ、3,561万3千円増加し、1億1,391万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	昭和48年度末	昭和49年度末	増減
長期前払費用		29,897	31,420	1,523
放送債券発行差金		48,406	82,496	34,090
合	計	78,303	113,916	35,613

(ニ) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の611億6,647万5千円に比べ3億5,306万1千円増加し、615億1,953万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 48 年 度 末	昭 和 49 年 度 末	増 減
金 額	15,575,475	16,428,536	853,061
構成比率 (%)	25.5	26.7	△
流 動 負 債	45,591,000	45,091,000	500,000
固 定 負 債	74.5	73.3	△
合 計	61,166,475	61,519,536	353,061

㊦ 流動負債は、前年度末の155億7,547万5千円に比べ8億5,306万1千円増加し、164億2,853万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 48 年 度 末	昭 和 49 年 度 末	増 減
金 額	2,129,037	1,774,898	△
構成比率 (%)	12,903,659	14,232,513	1,328,854
未 償 還 前 受 金	542,779	421,180	△
そ の 他 の 流 動 負 債	16,576,475	16,428,536	853,061
合 計	15,575,475	16,428,536	853,061

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放 送 債 券 利 息	84,696	
回 線 専 用 料 料 諸 費	1,025,856	
そ の 他 の 流 動 負 債	664,341	機器購入代金ほか
合 計	1,774,898	

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 前 受 金	14,232,513	翌年度分受信料の収納額

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前 預 留 金	13,748	郵外技術協力料
受 信 料 前 受 金	71,212	集金委託保証金
有 限 公 司 金	500	集金委託保証金
証 金	385,670	面証券
合 計	421,180	源泉徴収所得税ほか

(イ) 固定負債
当年度末の固定負債は、前年度末の455億9,100万円に比べ5億円減少し、450億9,100万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 48 年 度 末	昭 和 49 年 度 末	増 減
放 送 債 券	8,860,000	8,860,000	0
長 期 借 入 金	32,281,000	31,781,000	△
退 職 手 当 引 当 金	4,450,000	4,450,000	0
合 計	45,591,000	45,091,000	△

(単位 千円)

区 分	昭 和 48 年 度 末	昭 和 49 年 度 末	増 減
放 送 債 券	8,860,000	8,860,000	0
長 期 借 入 金	32,281,000	31,781,000	△
合 計	41,141,000	40,641,000	△

㊦ 資本の部
当年度末の資本の部の総額は、前年度末の969億2,017万2千円に比べ40億2,289万3千円減少し、928億9,727万9千円となり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
資 本	760	
旧 社 団 法 人 日 本 放 送 協 会 承 継 した 純 資 産	1 億 6,337 万 5 千 円	
固 定 資 産 の 再 評 価 益 を 資 本 に 組 み 入 れ た 額	30 億 8,857 万 7 千 円	
積 立 金	717 億 4,804 万 8 千 円	
前 年 度 末 の 40 億 5,165 万 3 千 円 に 前 年 度 の 当 期 業 績 収 支 差 金 178 億 6,851 万 9 千 円 を 加 えた 結 果 である。	219 億 2,017 万 2 千 円	
(イ) 当期事業収支差金	△	40 億 2,289 万 3 千 円
(ロ) 損益計算書		
(ハ) 経常事業収支		

経常事業収入 1,257 億 8,630 万円に対し、経常事業支出は 1,208 億 3,378 万 2 千円であり、差し引き経常事業収支差金は△40 億 4,748 万 2 千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入 1,187 億 2,335 万 9 千円、経常事業支出 1,196 億 7,915 万 2 千円に比較すれば、経常事業収入は 70 億 6,294 万 1 千円、経常事業支出は 101 億 5,463 万円の増加である。

(7) 経常事業収入

経常事業収入の増加は、主としてカラー受信契約者の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
受 信 料 入	116,009,878	122,474,720	6,464,842
交 付 金 収 入	203,755	293,083	89,278
雑 収 入	2,509,726	3,018,547	508,821
合 計	118,723,359	125,786,300	7,062,941

注 1 受 信 料

(単位 千円)

区 分	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
普 通 受 信 料	26,552,326	19,689,214	△ 6,863,122
カ ラ ー 受 信 料	89,457,542	102,785,506	13,327,964
合 計	116,009,878	122,474,720	6,464,842

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
普 通 受 信 料	8,520	2,256	△ 6,264
カ ラ ー 受 信 料	△ 6,284	4,811	1,453
合 計	2,236	1,453	△ 783

カ ラ ー 契 約	年 度 初 頭 加 減	年 度 初 頭 加 減	年 度 初 頭 加 減
契 約 総 数	15,612	2,678	18,290
契 約 総 額	24,132	422	24,554
契 約 総 額	24,132	422	24,554
契 約 総 額	24,132	422	24,554

注 2 交 付 金 収 入

(単位 千円)

区 分	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
国 際 放 送 関 係 政 府 交 付 金	200,850	293,083	89,278
国 際 放 送 関 係 政 府 交 付 金	2,905	47,759	44,854
合 計	203,755	293,083	89,278

注 3 雑 収 入

(単位 千円)

区 分	昭和 48 年度	昭和 49 年度	増 減
受 入 利 息	1,191,086	1,776,574	585,488
雑 収 入	1,318,638	1,241,973	△ 76,665
合 計	2,509,726	3,018,547	508,821

(7) 経常事業支出

昭和 49 年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)				
区 分	昭和48年度	昭和49年度	増	減
給 内 放 送 費	41,668,554	49,776,443		8,107,889
国 際 放 送 費	30,099,943	31,073,430		973,487
国 省 調 査 費	791,366	810,677		19,311
管 理 費	13,314,822	14,732,394		1,417,572
減 価 償 却 費	1,875,002	1,711,165	△	163,837
	12,562,910	14,305,085		1,742,125
	16,381,923	13,983,770	△	2,398,153
	3,024,632	3,490,868		466,236
合 計	119,679,152	129,833,782		10,154,630

注1 給 送 費 (単位 千円)

区 分	昭和48年度	昭和49年度	増	減
給 料 手 当 費	41,083,602	43,089,994		7,996,392
勞 務 費	574,952	686,449		111,497
合 計	41,658,554	43,776,443		8,107,889

注2 国内放送費 (単位 千円)

区 分	昭和48年度	昭和49年度	増	減
番 組 組 成 費	19,489,371	19,638,850		199,479
技 術 運 用 費	6,120,249	7,042,977		922,728
通 信 施 設 費	4,490,323	4,341,603	△	148,720
合 計	30,099,943	31,073,430		973,487

(単位 千円)				
区 分	昭和48年度	昭和49年度	増	減
広 報・受 信 改 善 費	1,089,105	1,074,785	△	14,320
契 約 収 納 費	10,484,717	11,857,609		1,372,892
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	1,741,000	1,800,000		59,000
合 計	13,314,822	14,732,394		1,417,572

注3 管 理 費 (単位 千円)

区 分	昭和48年度	昭和49年度	増	減
一 般 管 理 費	1,574,227	1,468,844	△	105,383
施 設 管 理 費	2,209,173	2,434,234		225,061
厚 生 保 健 費	5,473,386	6,497,243		1,023,857
退 職 手 当 そ の 他	3,306,124	3,904,714		598,590
合 計	12,562,910	14,305,085		1,742,125

注4 減 価 償 却 費 (単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有 形 固 定 資 産	248,194,770	13,854,407	125,260,909	122,933,861
建 築 物	73,147,981	1,191,544	21,111,309	52,036,622
機 械 物	38,951,274	1,376,130	14,599,610	19,351,664
機 器 具	124,892,319	11,239,529	88,990,986	35,901,333
土 地	929,839	47,204	559,004	370,835
建 設 仮 勘 定 地 産	14,954,186	—	—	14,954,186
無 形 固 定 資 産	319,221	—	—	319,221
合 計	1,426,630	79,363	330,703	1,095,927

注6 財務費

(単位 千円)

区	分	昭和48年度	昭和49年度	増	減
支	払				
放	送債券発行差金償却等	2,988,954	3,439,380	450,426	
		45,678	51,488	5,810	
合	計	3,034,632	3,490,868	456,236	

イ 特別収支
固定資産売却益等の特別収入は10億3,596万1千円であり、固定資産売却損等の特別支出は10億1,137万2千円であり、その内容は次のとおりである。
ロ 特別収入

(単位 千円)

区	分	金額	摘	要
固	定	769,067		
定	資	3,261		
産	産	283,638	固定資産の造成による評価益は、	
通	年			
度	損			
益	修			
正	正			
益	益			
合	計	1,035,961		

(イ) 特別支出

(単位 千円)

区	分	金額	摘	要
固	定	365,113		
定	資	32,401		
産	産	613,858	昭和48年度分未収受付料欠損額確定に伴	
通	年		う修正損	
度	損			
益	修			
正	正			
損	損			
合	計	1,011,372		

ロ 当期事業収支差金

経常事業収支差金△40億4,748万2千円に特別収入10億3,596万1千円を加え、特別支出10億1,137万2千円を差し引いた当期事業収支差金は△40億2,289万3千円である。

3 収入支出の決算の状況

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表
(事業収支)
収入支出決算表

昭和49年度

款	項	算 額										決 算 額		予 算 残 額
		当 初 額 (1)	予 算 總 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)				合 計 (1)+(2) (3)	(4)						
			第 4 条 流 用	第 6 条 予 備 費	第 7 条 節 減	第 11 条 受 託 収 入			増 減 額 計					
事 業 収 入	受 信 料	130,945,250,000	0	0	0	0	95,626,000	0	122,940,832,000	130,315,261,088	725,614,962			
	交 付 金 収 入	122,940,832,000	0	0	0	0	0	0	288,048,000	293,032,840	4,984,840			
	雑 収 入	2,837,667,000	0	0	0	0	95,626,000	0	2,933,293,000	3,018,547,264	85,254,264			
	特 別 収 入	4,878,703,000	0	0	0	0	0	0	4,878,703,000	4,528,960,579	349,742,421			
		130,945,250,000	0	0	0	0	95,626,000	0	131,040,876,000	130,845,153,915	195,722,085			
事 業 支 出	給 与	48,988,638,000	0	330,000,000		450,000,000	14,945,000	794,945,000	49,783,583,000	49,776,442,841	7,140,159			
	内 放 送 費	31,583,577,000	△	290,000,000	0	216,000,000	79,267,000	426,738,000	31,156,844,000	31,073,430,327	83,413,673			
	放 送 費	845,476,000	0	0	0	13,000,000	0	13,000,000	832,476,000	810,677,628	21,798,372			

(支) 收入本(資)

前 期	繰 越 金	12,470,398,781 円	(このうち、昭和49年度事業安定のための資金 3,493,000,000 円、債務返還の一部繰越額 8,700,000,000 円)
当年度事業安定のための資金受け入れ額	△ 3,493,000,000 円		
当年度収支差金発生額	△ 271,483,438 円	(事業収支差金 △ 529,892,877 円、資本収支差金 258,409,439 円)	
後 期	繰 越 金	8,706,415,343 円	(このうち債務返還の一部繰越額 8,700,000,000 円)

昭和五十二年五月二十六日 衆議院會議録第三十号 日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書

日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書
一 本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和四十九年度決算書類であつて、これに関する説明書とともに、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されている。

1 資産並びに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によれば、昭和五十年三月三十一日現在における資産総額は一、五四四億一、六八一万五、六五一円、負債総額は六一五億一、九五三万六、〇〇九円、資本総額は九二八億九、七二七万九、六四二円となつてゐる。これを前年度と比較すると、資産総額において三六億六、九八三万一、八一八円の減、負債総額において三億五、三〇六万一、〇五九円の増、また資本総額において四〇億二、二八九万二、八七七円の減となつてゐる。

2 損益

損益計算書によれば、昭和四十九年度中の事業収入は一、三〇三億一、五二六万一、〇三八円、これに対し事業支出は一、三〇八億四、五一五万三、九一五円であり、その結果、事業収支差金は五億二、九八九万二、八七七円の支出超過となつてゐる。

なお、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は一、二五七億八、六三〇万四五四円、これに対し事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は一、二九八億三、三七八万二、五四五円であり、その結果、経常事業収支差金は四〇億四、七四八万二、〇八六円の支出超過となつてゐる。

二 議決の内容

本件については、異議がないと議決すべきものと決した次第である。
右報告する。

昭和五十二年五月二十六日

通信委員長 八百板 正

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院會議録第二十七号中正誤

八七	ニ	〇	会期を延長を	会期延長を
八八	ニ	〇	国民審議	国会審議
九一	一	末五	七二	四・八
九二	一	末五	七二	四・八